

# 入札案内書

## 第7回 立木資格付一般競争入札

【入札日時】 令和3年2月24日(水)  
13時15分～13時30分  
即時開札

【入札場所】 三八上北森林管理署 入札場

【入札口数】 第52～66号 15口

【物件所在地】 七戸町  
七戸深山国有林1506か1林小班 外

【現地案内】 実施しません。

### 三八上北森林管理署

〒034-0082

住所 青森県十和田市西二番町1番27号

TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

## 令和2年度 立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第52～66号	現地案内は実施致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。			

# 立木公売の公告

## (第7回)

【資格付き一般競争入札】

### 1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和3年2月24日(水)13時15分～13時30分
- (2) 開札 即時開札

### 2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

3. 現地案内 実施しません。ご要望のある方については個別に対応致します。

### 4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

### 5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により営業日入札前日(令和3年2月22日)の16時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

#### (2) 送付先は次のとおり

郵便番号 034-0082  
住所 青森県十和田市西二番町1番27号  
宛名 三八上北森林管理署長  
第7回立木公売入札書在中(朱書きで記載)

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

### 6. 契約の締結期限 令和3年3月3日までとします。

### 7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

## 8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 0.69%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

## 9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

## 10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和 3 年 2 月 1 日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 葛西 貴仁

## 別 紙

### 1 延納を認める対象と期限

延納を認める対象	延納期限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払う時。	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

# 入札条件

## 1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2. 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、代理人による場合は委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

## 3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

## 5. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 6. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

## 7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

## 8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

## 9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名(本人が署名したものは押印がなくてもよい)、又は記名(本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの)押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。(入札公告や入札説明書に記載された条件。)

## 10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立

します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

## 特約条項

1. 乙は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
5. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあつては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。
10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木の

まま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

12. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。

なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。

13. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。

なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、甲と協議すること。

14. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。

15. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。

16. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

17. 乙は、別紙図面に図示した経路により搬出するものとする。なお、乙は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。

18. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。

19. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

令和 2 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和 3 年 2 月 2 4 日 (水)  
 施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名	住所氏名	落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
52	七戸町 七戸深山国有林 1506か1 外9	スギ・アカ 他広	46～ 107	皆伐	2.18	3,066	673.56	0.22	林道新設工事支障木 水源涵養保安林	1ヶ月				
53	田子町 南来満山国有林 529り1	スギ・他広	65	皆伐	6.80	4,979	3,573.75	0.72	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529り2	カラ・他広	65	皆伐	3.09	3,857	914.52	0.24	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	田子町 南来満山国有林 529ぬ	スギ・他広	65	皆伐	1.44	732	753.76	1.03	分収造林 水源涵養保安林 砂防指定地	36ヶ月				
54	田子町 遠瀬深山国有林 502る1	スギ・カラ 他広	65	皆伐	9.34	9,551	2,617.69	0.27	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
55	七戸町 七戸深山国有林 1506か1	スギ・アカ 他広	48	皆伐	14.89	19,161	6,215.68	0.32	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か2	スギ・アカ 他広	48	皆伐	2.47	3,294	916.38	0.28	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	七戸町 七戸深山国有林 1506か3	スギ	48	皆伐	0.13	150	33.97	0.23	分収造林 水源涵養保安林 砂防指定地	36ヶ月				

令和 2 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和 3 年 2 月 2 4 日 (水)  
 施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名	住所氏名	落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
56	十和田市 生内国有林 9る1	スギ・他広	65	皆伐	2.36	1,912	1,994.96	1.04	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 仙ノ沢国有林 31と2	スギ・他広	65	皆伐	3.02	2,817	2,913.51	1.03	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 高崎国有林 32は1	スギ・他広	65	皆伐	3.17	3,026	3,187.37	1.05	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
57	十和田市 高崎国有林 32ろ2	スギ・他広	57	皆伐	1.92	1,732	1,093.62	0.63	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
58	十和田市 高崎国有林 32は2	スギ・他広	47	皆伐	9.19	15,240	4,327.71	0.28	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
59	十和田市 高崎国有林 32は3	スギ・他広	46	皆伐	5.44	12,747	2,339.99	0.18	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
60	野辺地町 地続山国有林 1077ぬ	スギ・他広	56	皆伐	2.18	3,916	672.20	0.17	分収造林	36ヶ月				
61	東北町 野田頭山国有林 1498た1	スギ・アカ 他広	50	皆伐	0.57	1,194	384.14	0.32	分収造林	36ヶ月				
	東北町 野田頭山国有林 1498た2	スギ・アカ 他広	50	皆伐	2.42	1,983	437.16	0.22	分収造林	36ヶ月				
	東北町 野田頭山国有林 1498た3	スギ・他広	50	皆伐	4.22	7,652	3,033.33	0.40	分収造林	36ヶ月				

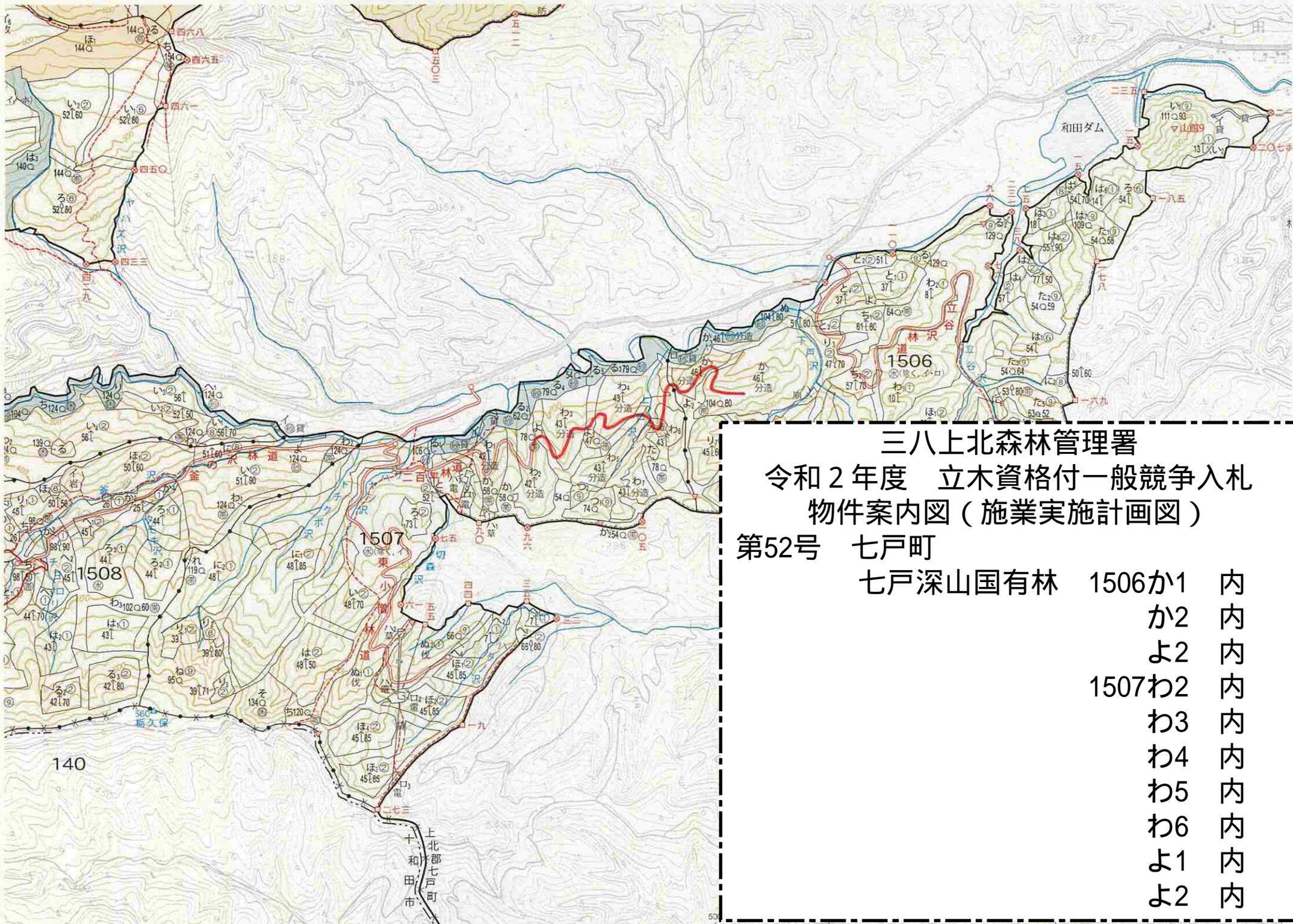
令和 2 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和 3 年 2 月 2 4 日 (水)  
 施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名	住所氏名	落否
												2 番札 (金額)	1 番札 (金額)	
62	六ヶ所村 棚沢山国有林 2023へ	スギ・アカ 他広	66	皆伐	2.70	2,436	807.95	0.33	分収造林	36ヶ月				
63	東北町 横沢第二国有林 1312へ	スギ・カラ アカ・他広	50	皆伐	1.69	1,344	674.14	0.50	分収造林	36ヶ月				
64	十和田市 宇樽部国有林 65ぬ	スギ・他広	66	皆伐	1.25	952	832.04	0.87	分収造林 水源涵養保安林 特史跡・国特3	36ヶ月				
65	十和田市 宇樽部国有林 66れ	スギ・他広	66	皆伐	1.36	1,349	1,109.14	0.82	分収造林 水源涵養保安林 特史跡・国特3	36ヶ月				
66	十和田市 深持山国有林 142い7 1伐区	スギ・アカ 他広	65	皆伐	18.33	33,288	12,414.79	0.37	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
計					98.90	134,256	51,862.00							

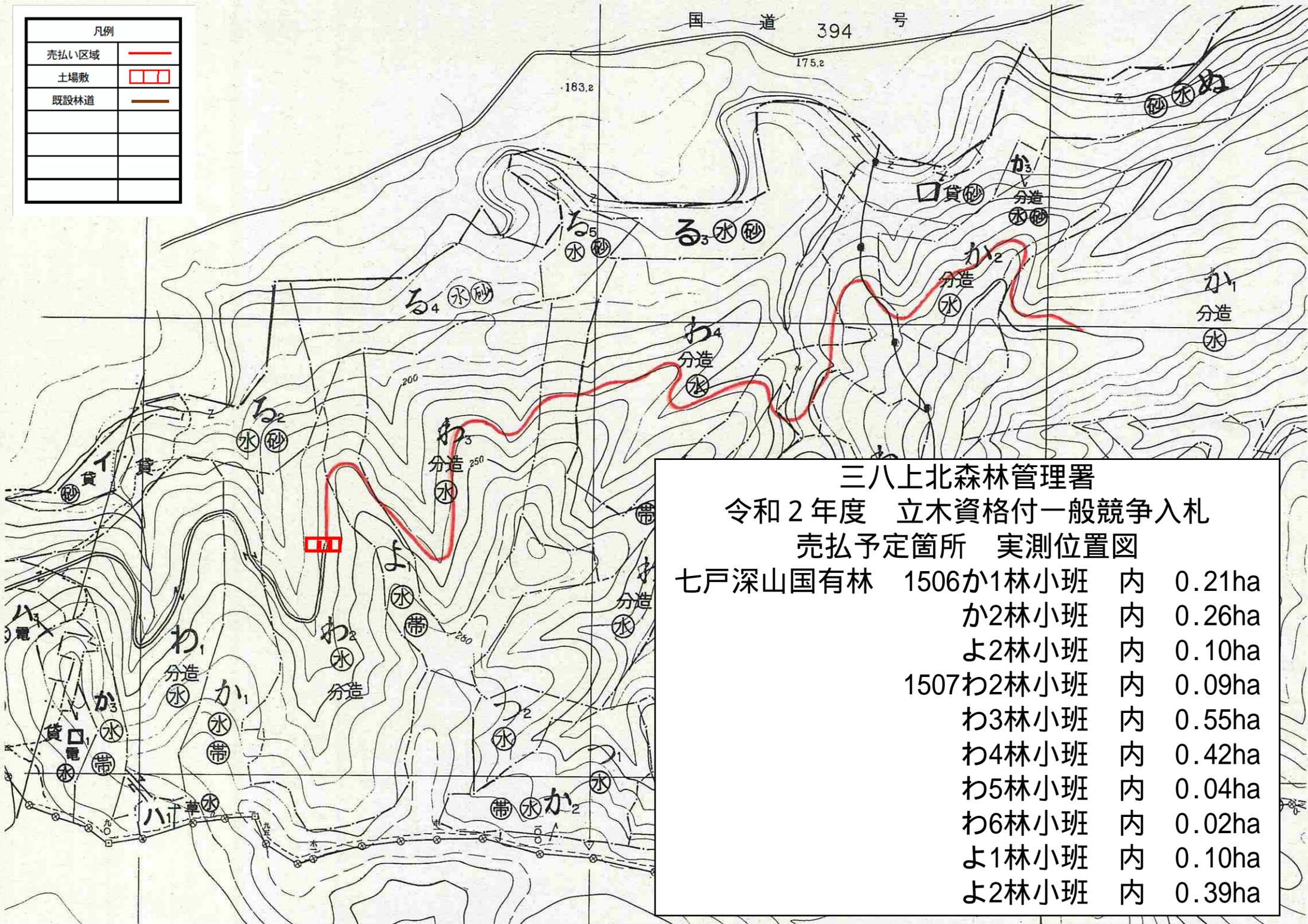




三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 物件案内図（施業実施計画図）  
 第52号 七戸町  
 七戸深山国有林

1506か1	内
か2	内
よ2	内
1507わ2	内
わ3	内
わ4	内
わ5	内
わ6	内
よ1	内
よ2	内

凡例	
売払い区域	
土場敷	
既設林道	



三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払い予定箇所 実測位置図

七戸深山国有林	1506	か1林小班	内	0.21ha
		か2林小班	内	0.26ha
		よ2林小班	内	0.10ha
	1507	わ2林小班	内	0.09ha
		わ3林小班	内	0.55ha
		わ4林小班	内	0.42ha
		わ5林小班	内	0.04ha
		わ6林小班	内	0.02ha
		よ1林小班	内	0.10ha
		よ2林小班	内	0.39ha

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	53 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林 529り1林小班外	1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木	2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみにも極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		378	846	1,191	579	77	3	3,074	3,491.72		
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		764	1,224	167	8			2,163	892.47		
面積 (ha)	11.33	3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	スギ	生立木	低質材	129	4	1				134	5.18			
林齢 (年)	65		カラマツNA	生立木	低質材	2	205	28					235	43.74		
搬出期間 (ヶ月)	36	4. 本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。	N計			131	1,351	2,099	1,358	587	77	3	5,606	4,433.11		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			26	16	4			46	32.82		
民収分納入方法	振り込み	5. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。	ミズナラ	生立木	一般材			11	5			16	8.87			
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			3	20	19	2		44	68.49		
保安林	水源涵養		オニグルミ	生立木	一般材				5	1		6	5.86			
自然公園	—		ウダイカンパ	生立木	一般材			6	16	2		24	20.33			
砂防指定	○		カツラ	生立木	一般材			1				1	0.68			
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4		54	42.55			
民地借用	—		キハダ	生立木	一般材				1			1	0.62			
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1			5	2.55			
			トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25		
			シナノキ	生立木	一般材			9	7	1		17	10.94			
			センノキ	生立木	一般材			2	3	1		6	5.91			
			他L	生立木	一般材			1				1	0.57			
			他L	生立木	低質材	1,354	1,655	570	125	27	3	2	3,736	599.48		
			L計			1,354	1,655	653	232	60	5	3	3,962	808.92		
			N・L計			1,485	3,006	2,752	1,590	647	82	6	9,568	5,242.03		

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	53-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下					12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		364	754	973	461	56	2	2,610	2,862.53	32	24
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		26	88	65	8			187	132.09	28	21
面積 (ha)	6.80		スギ	生立木	低質材	127	2	1					130	5.03	8	10
林齢 (年)	65		カラマツNA	生立木	低質材		21	11					32	10.00	20	18
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			127	413	854	1,038	469	56	2	2,959	3,009.65		
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	一般材			8	11	4			23	22.15	34	23
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			9	4				13	7.12	28	20
			サワグルミ	生立木	一般材			2	9	6	1		18	22.20	38	23
法令制限、その他留意事項			オニグルミ	生立木	一般材				5	1			6	5.86	38	20
保安林	水源涵養		ウダイカンバ	生立木	一般材			4	16	2			22	19.37	34	20
自然公園	—		カツラ	生立木	一般材				1				1	0.68	30	22
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			19	31	4			54	42.55	32	21
車両制限	—		キハダ	生立木	一般材				1				1	0.62	32	18
民地借用	—		イタヤカエデ	生立木	一般材			4	1				5	2.55	26	20
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材			1	2	1		1	5	9.25	52	20
			シナノキ	生立木	一般材			9	5				14	8.25	28	20
			センノキ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.33	36	23
			他L	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21
			他L	生立木	低質材	473	804	463	92	16	3	1	1,852	417.60	18	13
			L計			473	804	521	181	35	4	2	2,020	564.10		
			N・L計			600	1,217	1,375	1,219	504	60	4	4,979	3,573.75		

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	53-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均	
	10cm 以下					12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		カラマツ	生立木	一般材		738	1,136	102				1,976	760.38	22	18
伐採方法	皆伐		カラマツNA	生立木	低質材	2	184	17					203	33.74	16	15
面積 (h a)	3.09															
林齢 (年)	65															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林		N計			2	922	1,153	102				2,179	794.12		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			14	2				16	6.92	26	17
			ミズナラ	生立木	一般材			2	1				3	1.75	32	16
法令制限、その他留意事項			ウダイカンバ	生立木	一般材			2					2	0.96	28	18
保安林	水源涵養		シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
自然公園	—		センノキ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19
砂防指定	—		他L	生立木	低質材	817	774	60	4				1,655	109.49	12	9
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			L計			817	774	79	8				1,678	120.40		
			N・L計			819	1,696	1,232	110				3,857	914.52		

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

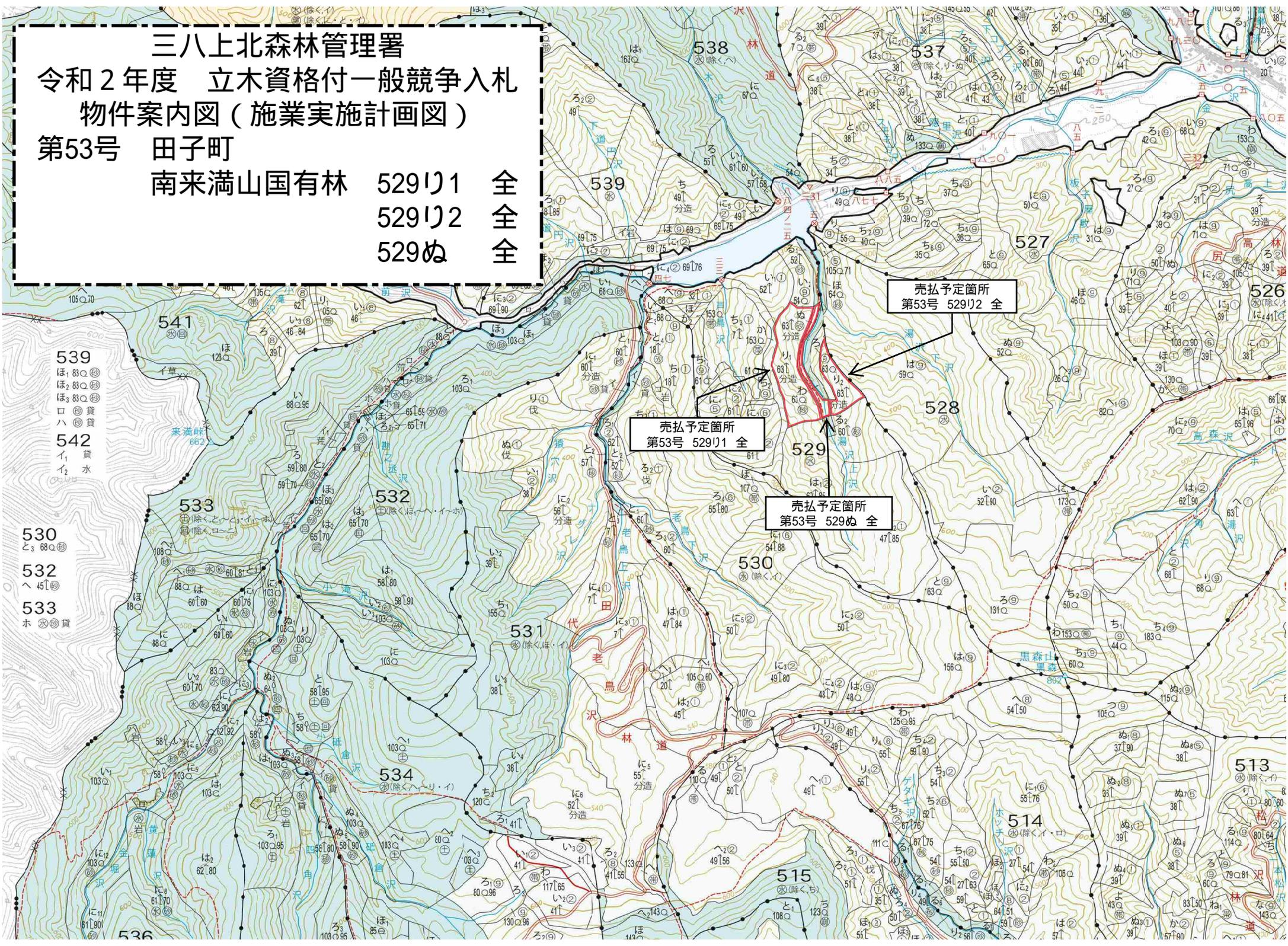
物件番号	53-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	南来満山国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
	10cm 以下					12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		14	92	218	118	21	1	464	629.19	36	25	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	2	2						4	0.15	12	5	
面積 (h a)	1.44																
林齢 (年)	65																
搬出期間 (ヶ月)	36																
契約関係	分収造林		N計			2	16	92	218	118	21	1	468	629.34			
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			4	3				7	3.75	30	17	
			サワグルミ	生立木	一般材			1	11	13	1		26	46.29	42	29	
法令制限、その他留意事項			シナノキ	生立木	一般材				1	1			2	1.99	38	19	
保安林	水源涵養		他L	生立木	低質材	64	77	47	29	11		1	229	72.39	22	12	
自然公園	—																
砂防指定	○																
車両制限	—																
民地借用	—																
延納	官収分のみ可																
		L計			64	77	52	44	25	1	1	264	124.42				
		N・L計			66	93	144	262	143	22	2	732	753.76				

三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図(施業実施計画図)

第53号 田子町

南来満山国有林	529㊦1	全
	529㊦2	全
	529ぬ	全



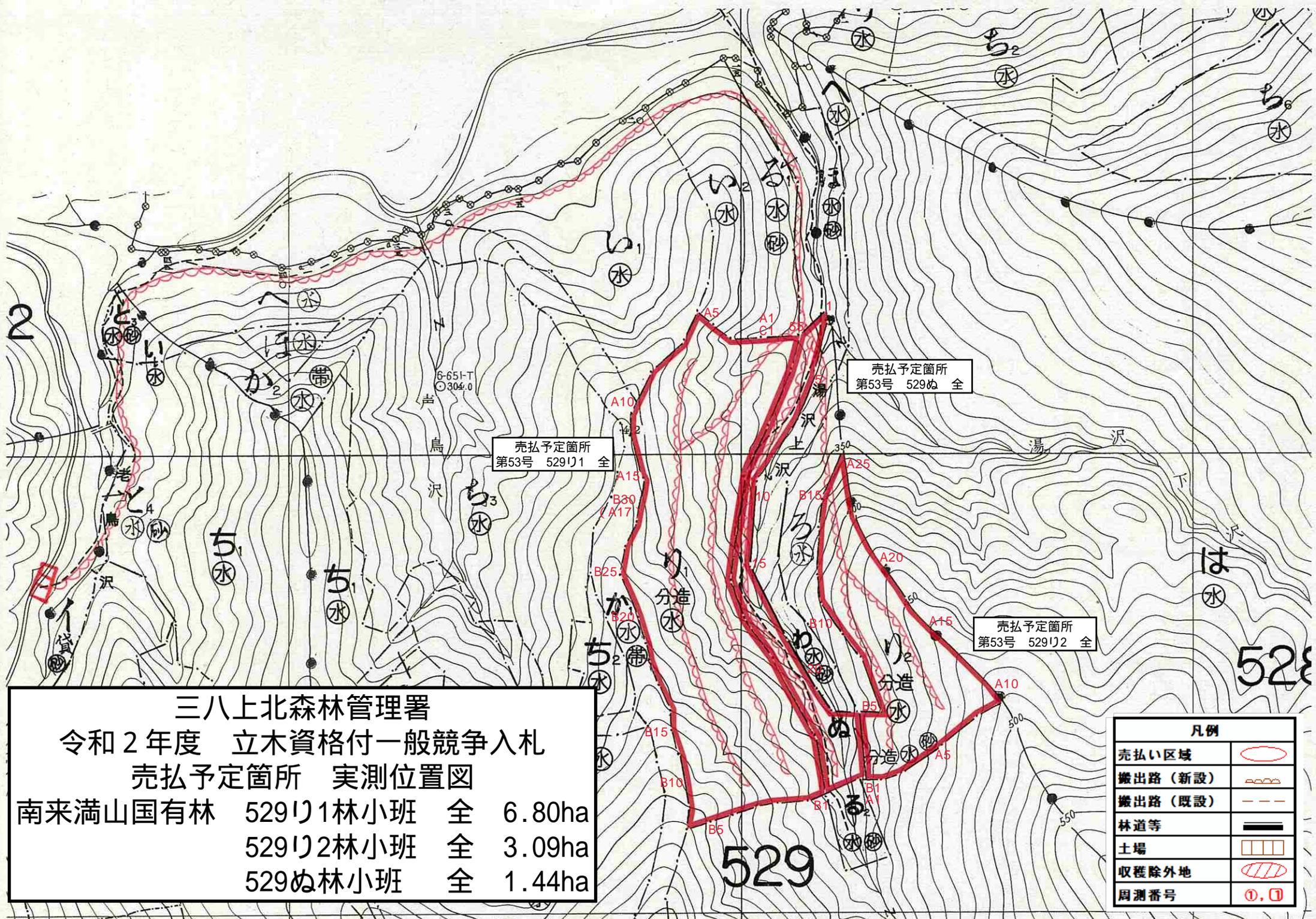
売払予定箇所  
第53号 529㊦2 全

売払予定箇所  
第53号 529㊦1 全

売払予定箇所  
第53号 529ぬ 全

539  
ほ<sub>3</sub> 83㊦  
ほ<sub>2</sub> 83㊦  
ほ<sub>1</sub> 83㊦  
口 83㊦  
ハ 83㊦  
542  
イ<sub>1</sub>  
イ<sub>2</sub> 水

530  
こ<sub>3</sub> 68㊦  
532  
へ 45㊦  
533  
ホ 8㊦ 賃



売払予定箇所  
第53号 529J1 全

売払予定箇所  
第53号 529ぬ 全

売払予定箇所  
第53号 529J2 全

三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
売払予定箇所 実測位置図  
南来満山国有林 529J1林小班 全 6.80ha  
529J2林小班 全 3.09ha  
529ぬ林小班 全 1.44ha

凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号		54		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級																								
物件所在地	502る1林小班	調査方法	直径毎木	伐採方法	皆伐	面積 (ha)	9.34	林齢 (年)	65	搬出期間 (ヶ月)	36	契約関係	分収造林	民収分納入方法	振り込み	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
																			10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。																スギ	生立木	一般材		526	340	190	56	11	1	1,124	612.35	24	18	
2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみ極印を押し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。																ヒバ	生立木	一般材		12	2	2				16	3.42	20	11	
3. 本売払い物件は、保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林にかかる場合も同様とする。																カラマツ	生立木	一般材		149	376	193	14	2		734	487.23	28	22	
																アカマツ	生立木	一般材			1	5				6	6.12	32	24	
																スギ	生立木	低質材	139	4						143	3.49	8	6	
																ヒバNA	生立木	低質材	43	78	9					130	10.58	12	9	
																カラマツNA	生立木	低質材	1	53	36	2	1			93	32.85	20	20	
																アカマツNA	生立木	低質材			1	4				5	4.21	32	22	
																N計			183	822	765	396	71	13	1	2,251	1,160.25			
法令制限、その他留意事項																ブナ	生立木	一般材			45	37	5			87	60.72	30	21	
保安林 水源涵養																クリ	生立木	一般材			1	1				2	1.40	30	21	
自然公園 -																ミズナラ	生立木	一般材			155	57	5			217	121.73	28	20	
砂防指定 -																サワグルミ	生立木	一般材			15	21	14	5		55	65.59	38	23	
車両制限 -																ウダイカンバ	生立木	一般材			88	48	5			141	89.27	30	20	
民地借用 -																ドロノキ	生立木	一般材			2	2	1			5	3.62	32	20	
延納 官収分のみ可																カツラ	生立木	一般材			4	5		1		10	8.14	34	20	
																ホオノキ	生立木	一般材			124	90	6			220	146.19	30	20	
																サクラ	生立木	一般材			30	8	1			39	20.11	28	19	
																イタヤカエデ	生立木	一般材			11	4				15	7.53	28	19	
																トチノキ	生立木	一般材			11	12				23	15.57	30	20	
																シナノキ	生立木	一般材			7	11	2			20	16.22	34	20	
																アサダ	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21	
																センノキ	生立木	一般材			8	3	1	1	1	14	11.77	34	20	
																ニレ	生立木	一般材				1				1	1.86	50	23	
																他L	生立木	一般材			33	12	3		1	49	32.13	30	20	
																他L	生立木	低質材	2,395	3,180	767	51	3	5		6,401	854.68	14	13	
																L計			2,395	3,180	1,301	364	46	12	2	7,300	1,457.44			
																計			2,578	4,002	2,066	760	117	25	3	9,551	2,617.69			

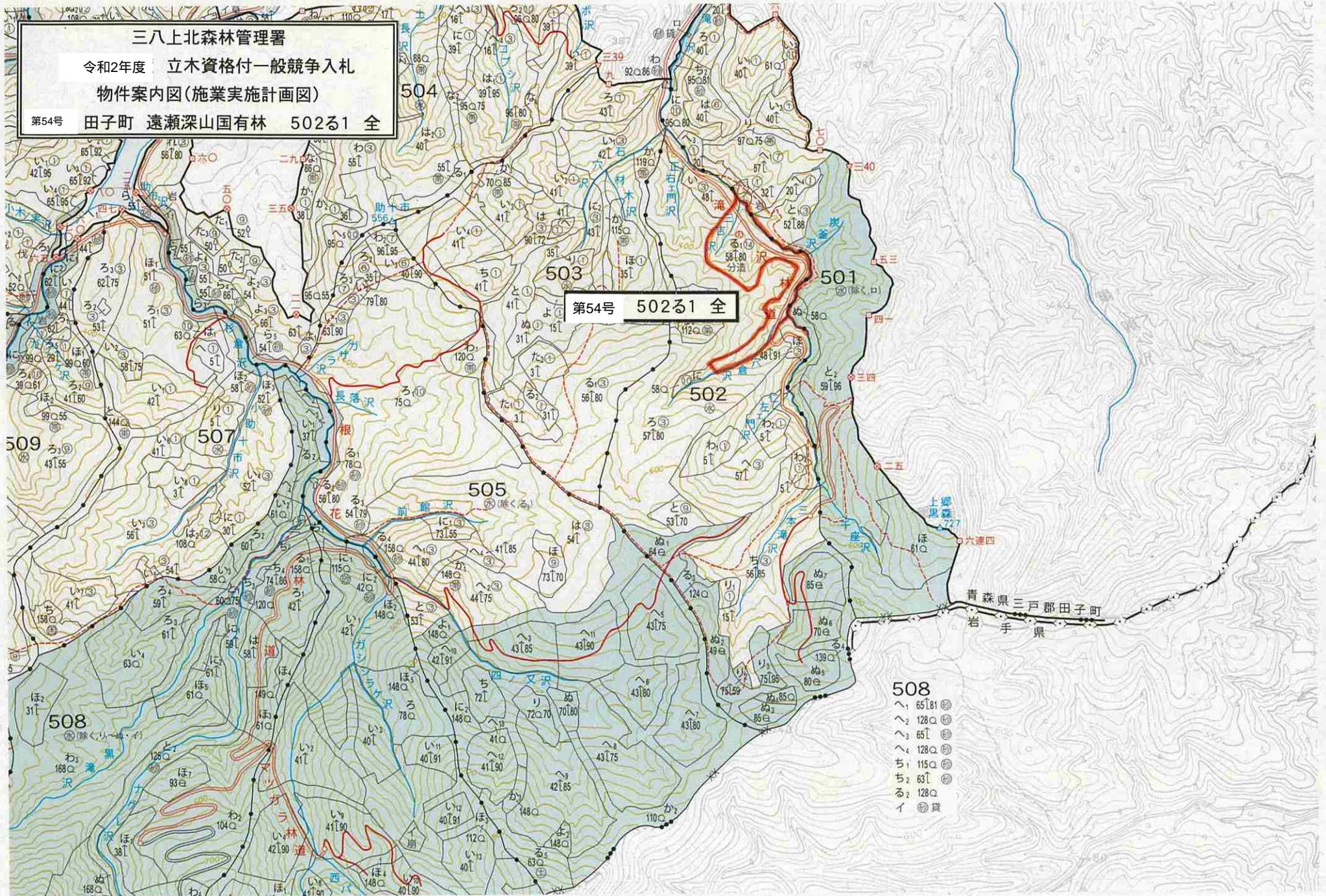
三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図(施業実施計画図)

第54号 田子町 遠瀬深山国有林 502る1 全

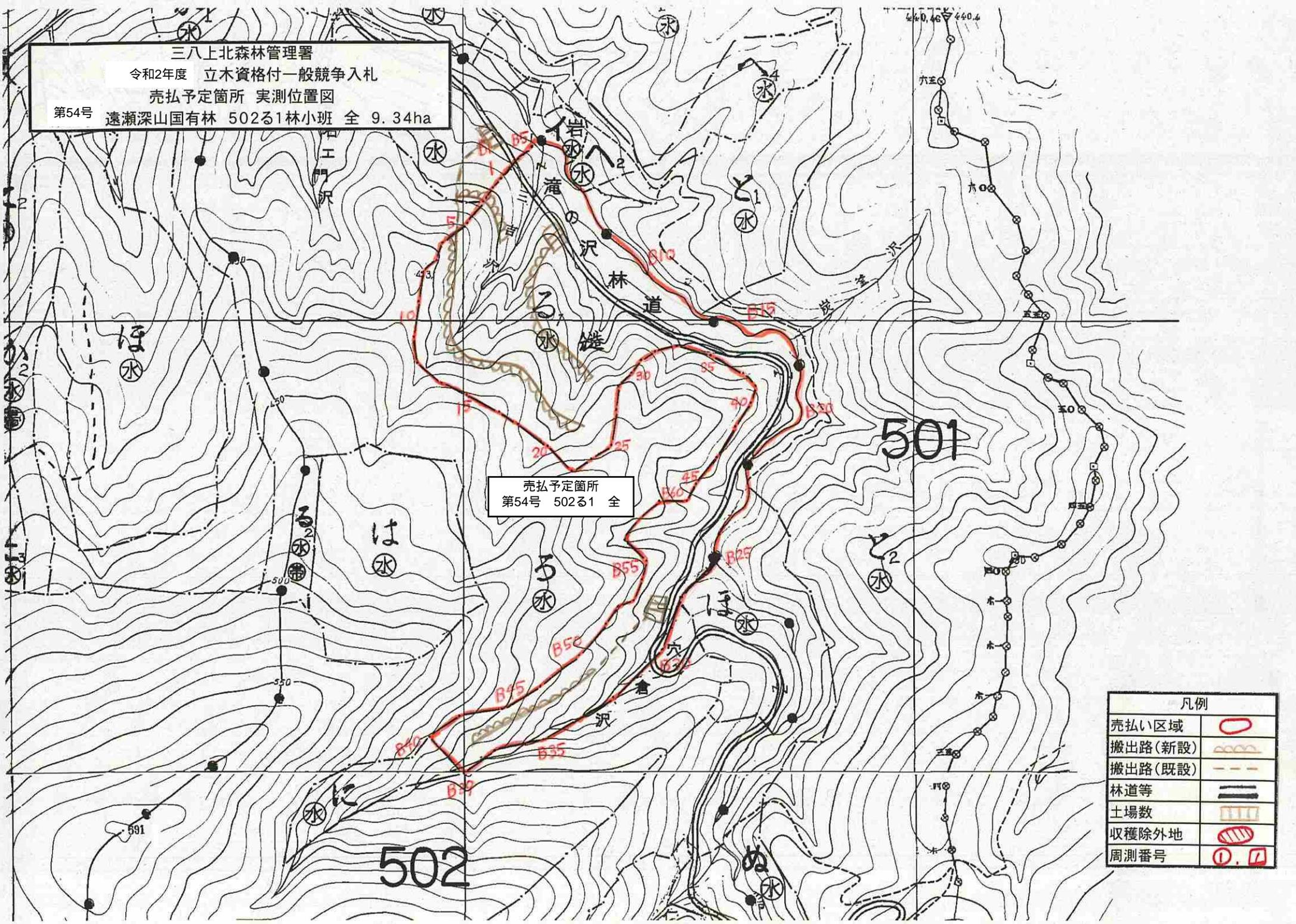
第54号 502る1 全



三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 第54号 遠瀬深山国有林 502る1林小班 全 9.34ha

売払予定箇所  
 第54号 502る1 全

凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場数	
収穫除外地	
周測番号	



## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	55 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1林小班外	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木	2. 本売払い物件は皆伐林分であり、区域内縁木の上に極印を押印し、立木に白色チョーク等で表示している。売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		9,487	7,248	1,425	138	11	2	18,311	6,705.69		
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	959							959	30.52		
面積 (h a)	17.49	3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	アカマツ	生立木	一般材		25	139	50				214	95.05		
林齢 (年)	48		トドマツ	生立木	一般材				1				1	0.50		
搬出期間 (ヶ月)	36	4. 本売払い物件は、砂防指定地であるため、事前に所定の手続きが必要となります。	アカマツNA	生立木	低質材	1	370	210	22				603	139.90		
契約関係	分収造林		N計			960	9,882	7,597	1,498	138	11	2	20,088	6,971.66		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			4	1				5	2.74		
			クリ	生立木	一般材			4	1				5	2.20		
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.90		
保安林	水源涵養		コナラ	生立木	一般材			1					1	0.46		
自然公園	—		サワグルミ	生立木	一般材			3					3	1.29		
砂防指定	○		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.96		
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			10	3				13	5.60		
民地借用	—		サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24		
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材				1				1	0.66		
			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.37		
			センノキ	生立木	一般材			1					1	0.37		
			他L	生立木	低質材	1,384	982	110	5	1			2,482	178.58		
			L計			1,384	982	138	12	1			2,517	194.37		
			計			2,344	10,864	7,735	1,510	139	11	2	22,605	7,166.03		

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	55-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	七戸深山国有林 1506か1林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		7,985	6,236	1,258	128	11	2	15,620	5,805.99	22	17
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	663							663	21.64	8	9
面積 (h a)	14.89		アカマツ	生立木	一般材		25	137	50				212	94.04	26	15
林齢 (年)	48		トドマツ	生立木	一般材			1					1	0.50	26	20
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツNA	生立木	低質材		312	199	20				531	128.13	20	14
契約関係	分収造林		N計			663	8,322	6,573	1,328	128	11	2	17,027	6,050.30		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			3	1				4	2.28	30	18
			クリ	生立木	一般材			4	1				5	2.20	26	16
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	一般材			3					3	0.90	24	15
保安林	水源涵養		コナラ	生立木	一般材			1					1	0.46	28	17
自然公園	—		サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.30	24	15
砂防指定	—		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.96	38	20
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			9	3				12	5.24	26	16
民地借用	—		サクラ	生立木	一般材			1					1	0.24	22	14
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材				1				1	0.66	34	17
			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
			センノキ	生立木	一般材			1					1	0.37	26	16
			他L	生立木	低質材	1,212	796	89	5	1			2,103	151.40	12	11
			L計			1,212	796	113	12	1	0	0	2,134	165.38		
			計			1,875	9,118	6,686	1,340	129	11	2	19,161	6,215.68		



## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	55-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	七戸深山国有林 1506か3林小班	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均				
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木																	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		59	30	7				96	32.46	20	17		
面積 (h a)	0.13		スギ	生立木	低質材	54							54	1.51	8	9		
林齢 (年)	48		N計			54	59	30	7				150	33.97				
搬出期間 (ヶ月)	36																	
契約関係	分収造林		L計										0	0.00				
民収分納入方法	振り込み																	
法令制限、その他留意事項																		
保安林	水源涵養																	
自然公園	—																	
砂防指定	○																	
車両制限	—																	
民地借用	—																	
延納	官収分のみ可																	
			計			54	59	30	7				150	33.97				

三八上北森林管理署

令和 2 年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図 (施業実施計画図)

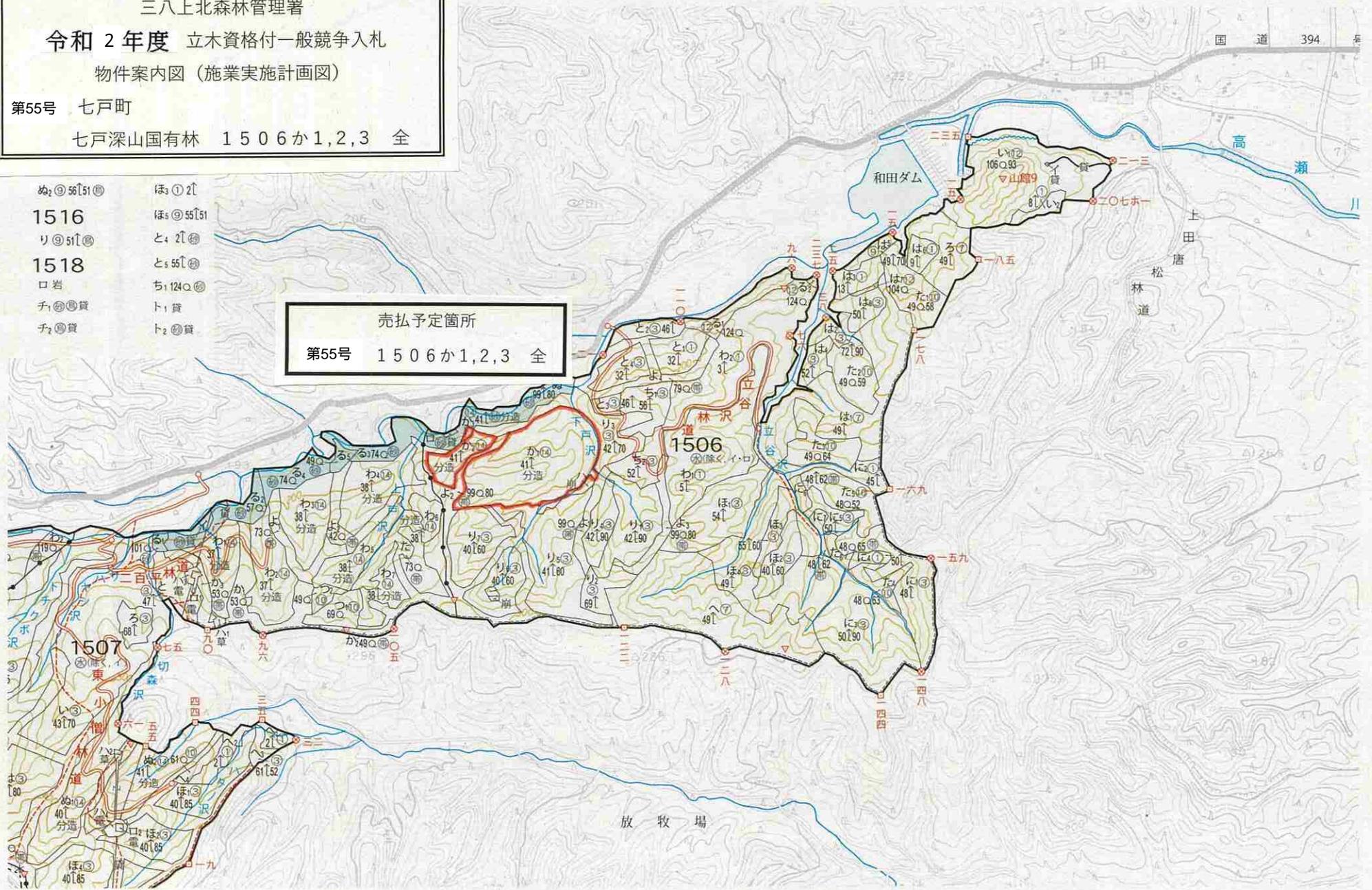
第55号 七戸町

七戸深山国有林 1506か1,2,3 全

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ぬ <sub>2</sub> ⑤56[51] | ほ <sub>3</sub> ①2[    |
| 1516                   | ほ <sub>3</sub> ⑤55[51 |
| り③51[                  | と <sub>4</sub> 2[     |
| 1518                   | と <sub>5</sub> 55[    |
| 口岩                     | ち <sub>1</sub> 124[   |
| チ <sub>1</sub> ⑤賃      | ト <sub>1</sub> 賃      |
| チ <sub>2</sub> ⑤賃      | ト <sub>2</sub> ⑤賃     |

売払予定箇所

第55号 1506か1,2,3 全





公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号		56 (合算)		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	生内国有林		1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみには極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損傷を与えてはならない。 5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損傷を与えてはならない。 6. 本売払い物件は、区域内に貸付地(水賃)があるので、工作物等を損傷しないよう十分に注意すること。		樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
	10cm 以下	12cm ~20						22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
調査方法	直径毎木				スギ	生立木	一般材		767	1,853	2,230	1,242	340	64	6,496	7,887.99			
伐採方法	皆伐				カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40			
面積 (ha)	8.55				アカマツ	生立木	一般材			9	28	11	1		49	61.55			
林齢 (年)	65				スギ	生立木	低質材	151	1						152	4.91			
搬出期間 (ヶ月)	36				アカマツNA	生立木	低質材			2	2				4	2.83			
契約関係	分収造林				N計			151	768	1,864	2,261	1,253	341	64	6,702	7,958.68			
民収分納入方法	振り込み				ブナ	生立木	一般材				1				1	0.67			
法令制限、その他留意事項					クリ	生立木	一般材			10	4				14	8.23			
保安林	水源涵養		ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.38					
自然公園	-		サワグルミ	生立木	一般材			6	11	4	1	1	23	28.46					
砂防指定	-		オニグルミ	生立木	一般材			1	2				3	1.77					
車両制限	-		ウダイカンバ	生立木	一般材			1		1			2	1.65					
民地借用	-		ホオノキ	生立木	一般材			10	3	2			15	9.92					
延納	官収分のみ可		トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1.95					
			アサダ	生立木	一般材			8	3	1			12	8.24					
			ニレ	生立木	一般材			1					1	0.37					
			他L	生立木	一般材				2				2	1.61					
			他L	生立木	低質材	669	266	22	13	1			971	68.91					
			L計			669	266	63	43	10	1	1	1,053	137.16					
			N・L計			820	1,034	1,927	2,304	1,263	342	65	7,755	8,095.84					

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号		56-1		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	生内国有林 9る1林小班		合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均		
	調査方法	直径毎木					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	一般材		176	441	628	330	81	23	1,679	1,982.37	36	23		
面積 (ha)	2.36			アカマツ	生立木	一般材				4				4	4.47	34	24		
林齢 (年)	65			スギ	生立木	低質材	52	1						53	1.69	8	7		
搬出期間 (ヶ月)	36																		
契約関係	分収造林																		
民収分納入方法	振り込み																		
				N計			52	177	441	632	330	81	23	1,736	1,988.53				
法令制限、その他留意事項				クリ	生立木	一般材			3	1				4	2.23	28	20		
保安林	水源涵養			他L	生立木	低質材	157	14	1					172	4.20	8	7		
自然公園	-																		
砂防指定	-																		
車両制限	-																		
民地借用	-																		
延納	官収分のみ可																		
				L計			157	14	4	1				176	6.43				
				N・L計			209	191	445	633	330	81	23	1,912	1,994.96				

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	56-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	仙ノ沢国有林 31と2林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数					計		平均			
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		316	665	699	417	123	30	2,250	2,756.88	34	25
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材			9	24	11	1		45	57.08	36	24
面積 (ha)	3.02		スギ	生立木	低質材	38							38	1.28	8	9
林齢 (年)	65		アカマツNA	生立木	低質材			2	2				4	2.83	28	22
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み															
			N計			38	316	676	725	428	124	30	2,337	2,818.07		
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材				1				1	0.67	40	13
保安林	水源涵養		クリ	生立木	一般材			7	3				10	6.00	28	21
自然公園	—		ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1			5	5.38	36	22
砂防指定	—		サワグルミ	生立木	一般材			3	8	3	1		15	19.87	38	25
車両制限	—		オニグルミ	生立木	一般材				2				2	1.51	32	21
民地借用	—		ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	1.26	44	20
延納	官収分のみ可		ホオノキ	生立木	一般材			8	3	1			12	7.87	30	20
			トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1.95	28	17
			アサダ	生立木	一般材			8	3	1			12	8.24	30	21
			ニレ	生立木	一般材			1					1	0.37	28	14
			他L	生立木	一般材				1				1	0.91	36	21
			他L	生立木	低質材	233	161	15	7				416	41.41	12	11
			L計			233	161	46	32	7	1		480	95.44		
			N・L計			271	477	722	757	435	125	30	2,817	2,913.51		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	56-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	高崎国有林	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	32は1林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		275	747	903	495	136	11	2,567	3,148.74	34	25	
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40	38	28	
面積 (h a)	3.17		スギ	生立木	低質材	61							61	1.94	8	9	
林齢 (年)	65																
搬出期間 (ヶ月)	36																
契約関係	分収造林		N計				61	275	747	904	495	136	11	2,629	3,152.08		
民収分納入方法	振り込み		サワグルミ	生立木	一般材			3	3	1		1	8	8.59	38	22	
			オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.26	24	13	
法令制限、その他留意事項			ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.39	24	19	
保安林	水源涵養		ホオノキ	生立木	一般材			2		1			3	2.05	32	20	
自然公園	—		他L	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18	
砂防指定	—		他L	生立木	低質材	279	91	6	6	1			383	23.30	10	10	
車両制限	—																
民地借用	—																
延納	官収分のみ可																
			L計				279	91	13	10	3		1	397	35.29		
			N・L計				340	366	760	914	498	136	12	3,026	3,187.37		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号		57		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	高崎国有林 32ろ2林小班		樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均			
	調査方法	直径毎木				10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		255	421	341	139	10		1,166	1,029.28	30	22		
面積 (ha)	1.92		スギ	生立木	低質材	68							68	1.81	8	7		
林齢 (年)	57																	
搬出期間 (ヶ月)	36																	
契約関係	分収造林																	
民収分納入方法	振り込み																	
法令制限、その他留意事項																		
保安林	水源涵養																	
自然公園	-																	
砂防指定	-																	
車両制限	-																	
民地借用	-																	
延納	官収分のみ可																	
			N計			68	255	421	341	139	10		1,234	1,031.09				
			コナラ	生立木	一般材			1					1	0.34	24	17		
			サワグルミ	生立木	一般材			11	6	3			20	18.85	32	24		
			オニグルミ	生立木	一般材			5	3				8	4.98	30	19		
			ウダイカンパ	生立木	一般材					1			1	0.97	42	17		
			ドロノキ	生立木	一般材			1					1	0.25	22	15		
			ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.57	28	21		
			トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.36	30	12		
			ニレ	生立木	一般材			1					1	0.43	24	21		
			他L	生立木	一般材			3	2				5	3.50	30	20		
			他L	生立木	低質材	286	161	8	4				459	32.28	10	11		
			L計			286	161	32	15	4			498	62.53				
			N・L計			354	416	453	356	143	10		1,732	1,093.62				





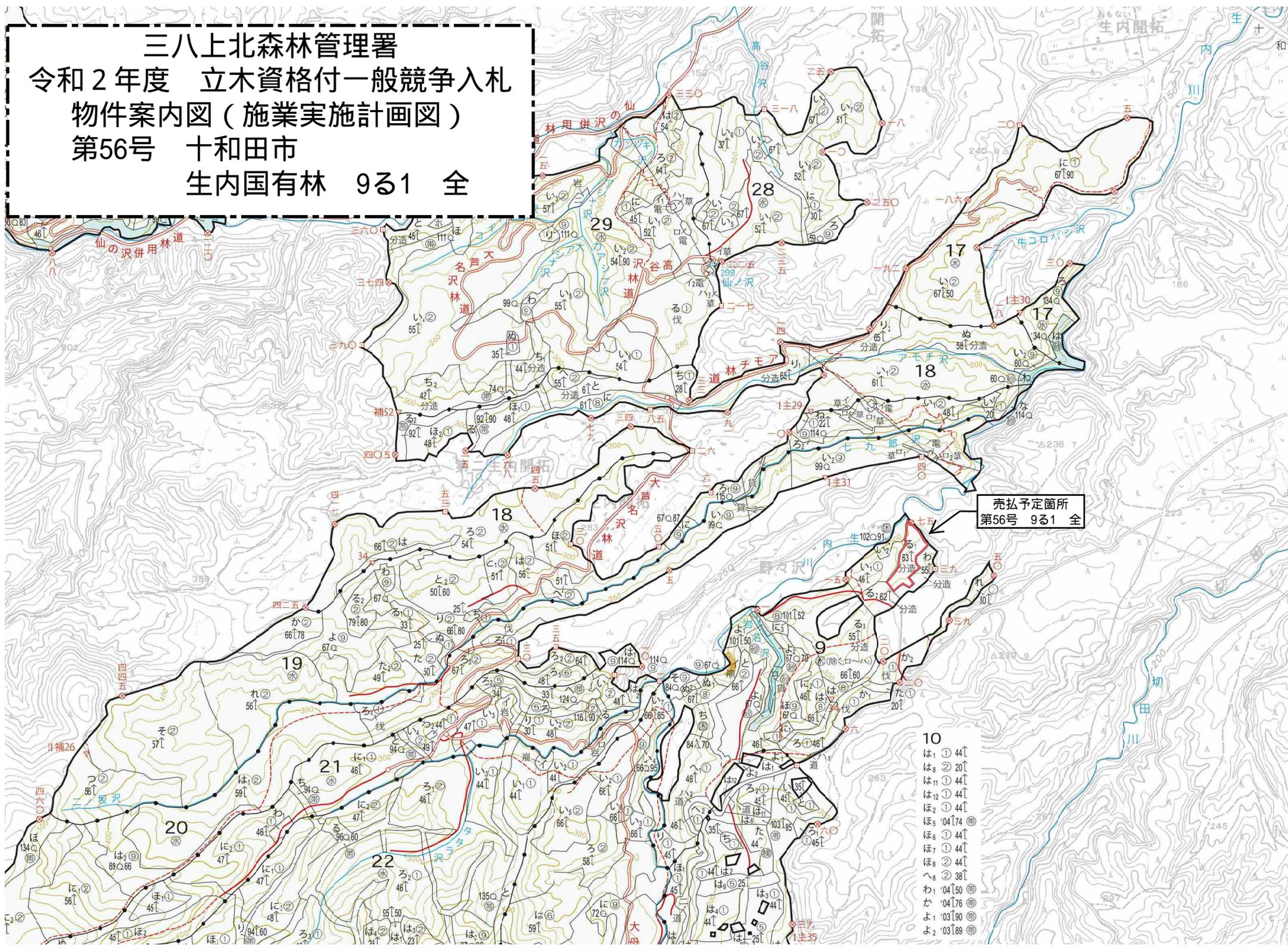
三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図(施業実施計画図)

第56号 十和田市

生内国有林 931 全



売払予定箇所  
第56号 931 全

- 10 は<sub>1</sub> ① 44↑
- は<sub>2</sub> ② 20↑
- は<sub>11</sub> ① 44↑
- は<sub>12</sub> ① 44↑
- ほ<sub>2</sub> ① 44↑
- ほ<sub>3</sub> ① 04↑74
- ほ<sub>5</sub> ① 44↑
- ほ<sub>7</sub> ① 44↑
- ほ<sub>8</sub> ② 44↑
- へ<sub>8</sub> ② 38↑
- わ<sub>1</sub> ① 04↑50
- か ① 04↑76
- よ<sub>1</sub> ① 03↑90
- よ<sub>2</sub> ① 03↑89



三八上北森林管理署

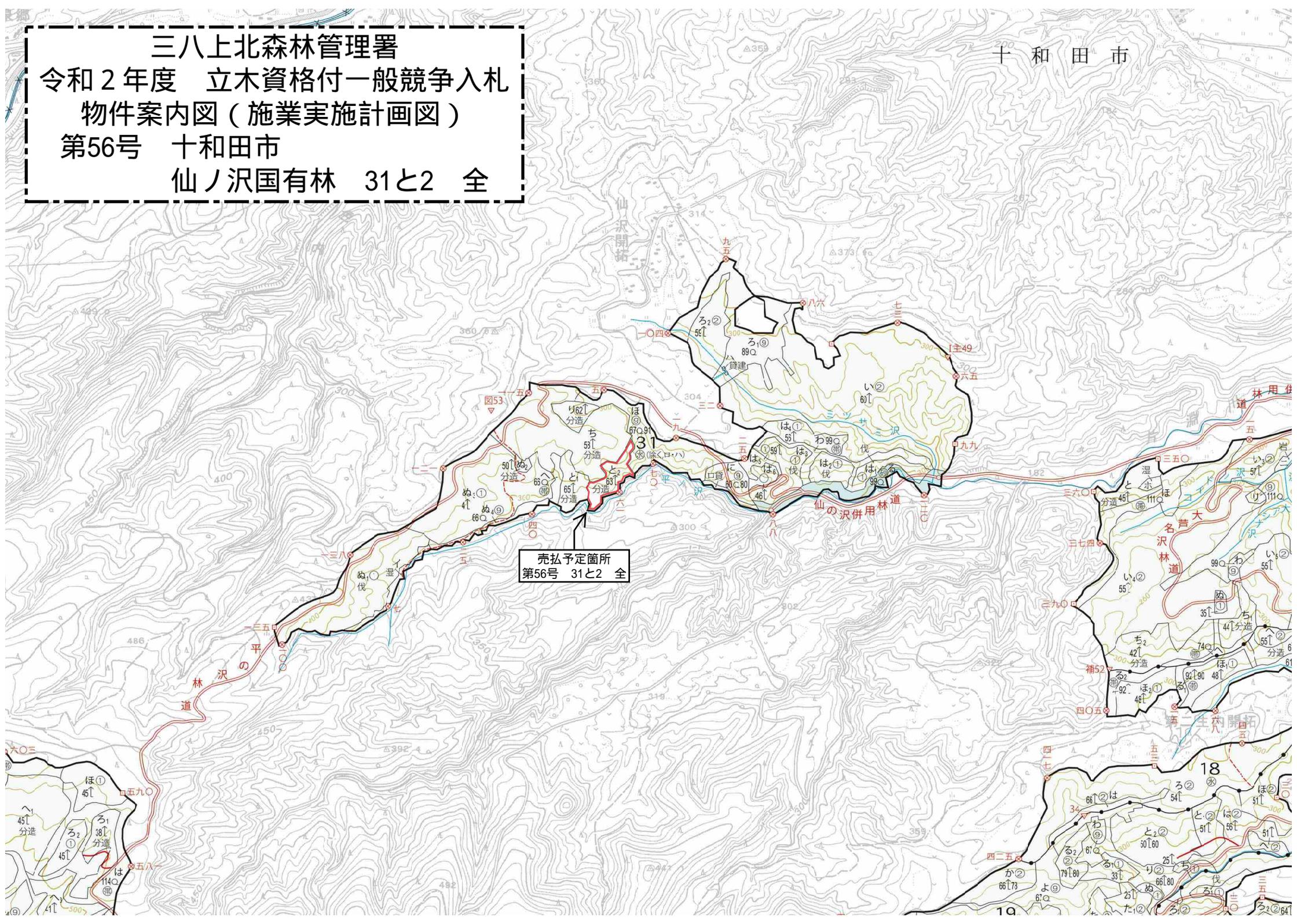
令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図(施業実施計画図)

第56号 十和田市

仙ノ沢国有林 31と2 全

十和田市

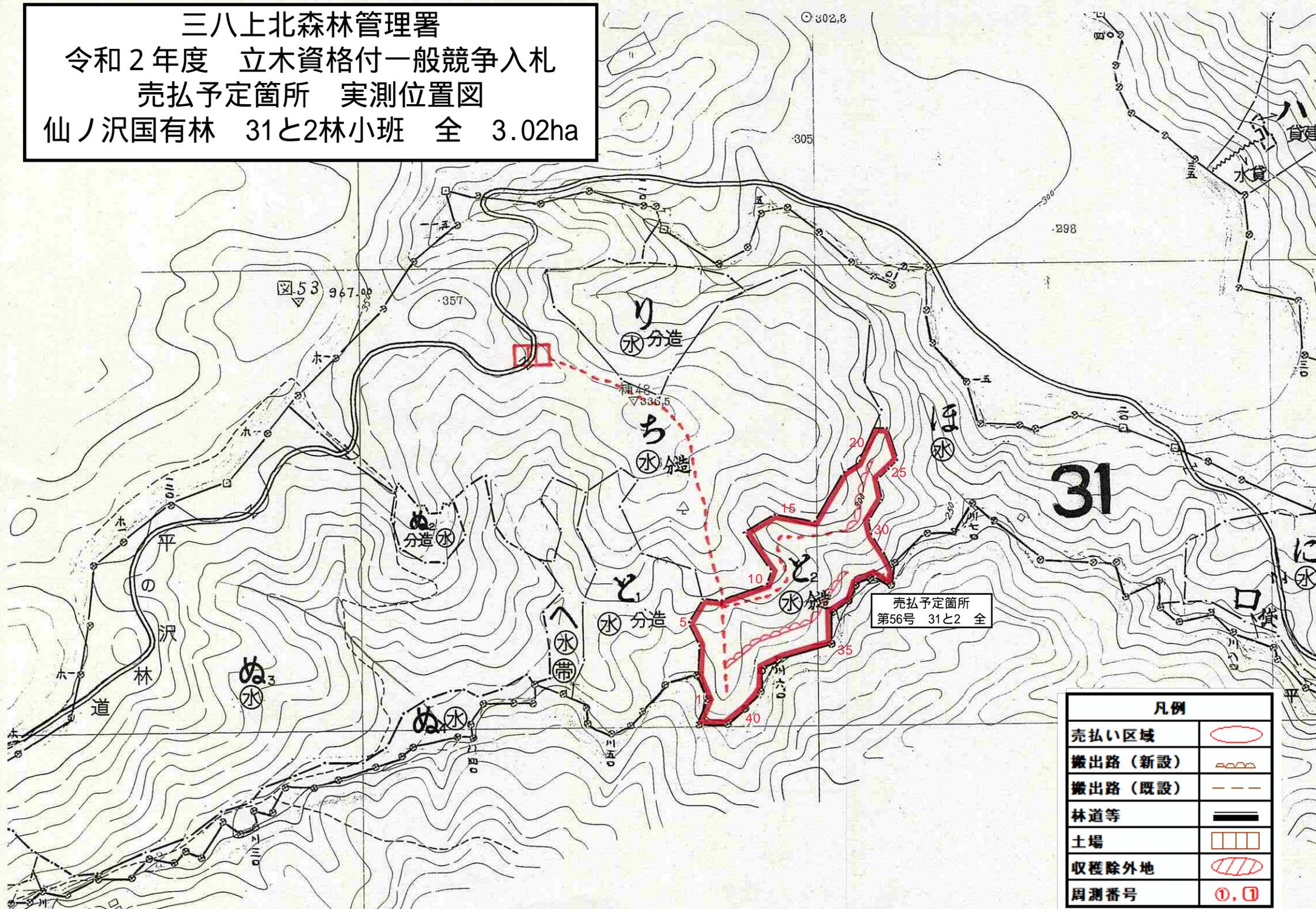


売払予定箇所  
第56号 31と2 全

18

19

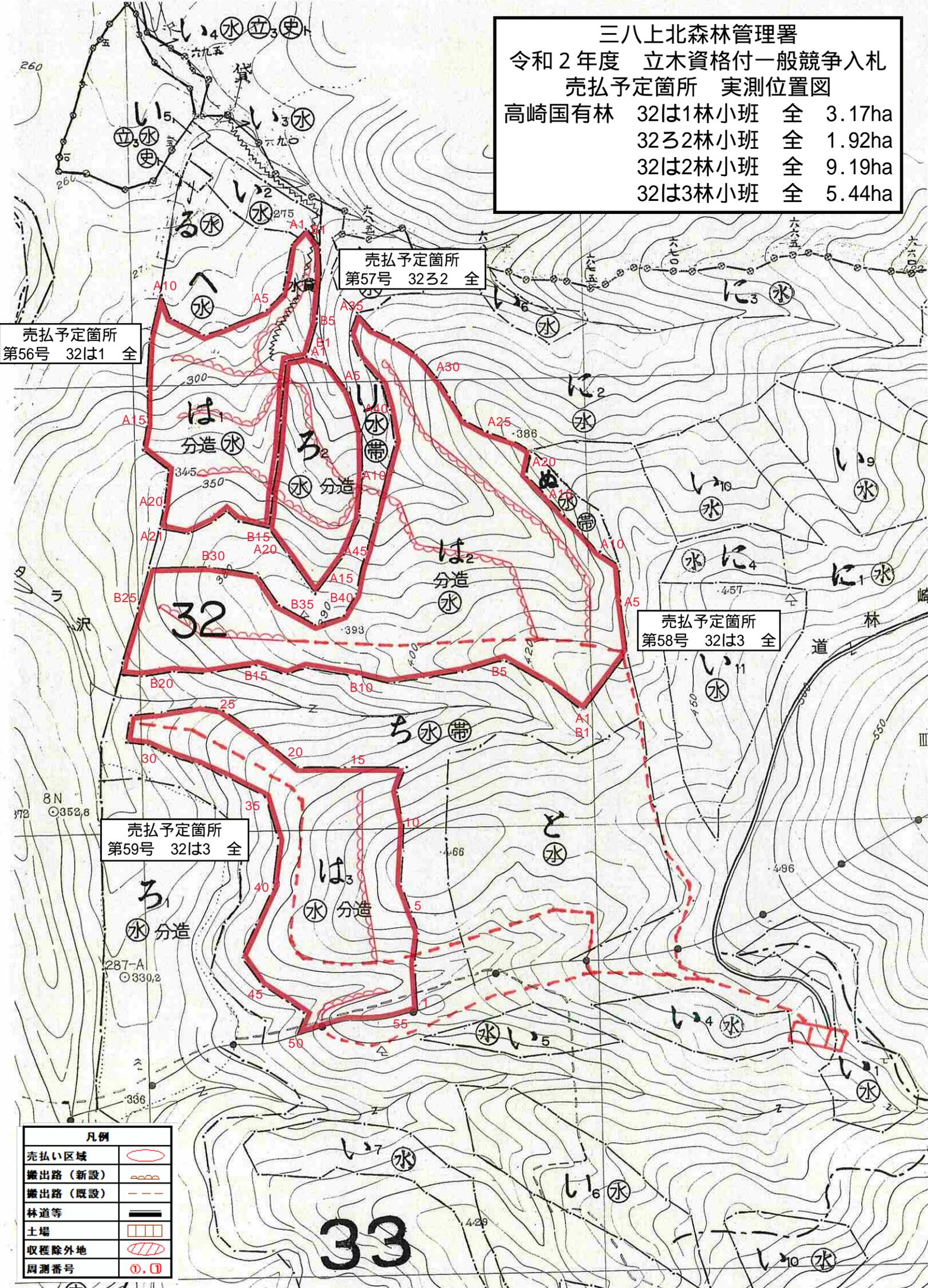
三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 仙ノ沢国有林 31と2林小班 全 3.02ha



凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場	
収獲除外地	
図測番号	



三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 高崎国有林 32は1林小班 全 3.17ha  
 32は2林小班 全 1.92ha  
 32は3林小班 全 9.19ha  
 32は3林小班 全 5.44ha



売払予定箇所  
 第56号 32は1 全

売払予定箇所  
 第57号 32は2 全

売払予定箇所  
 第58号 32は3 全

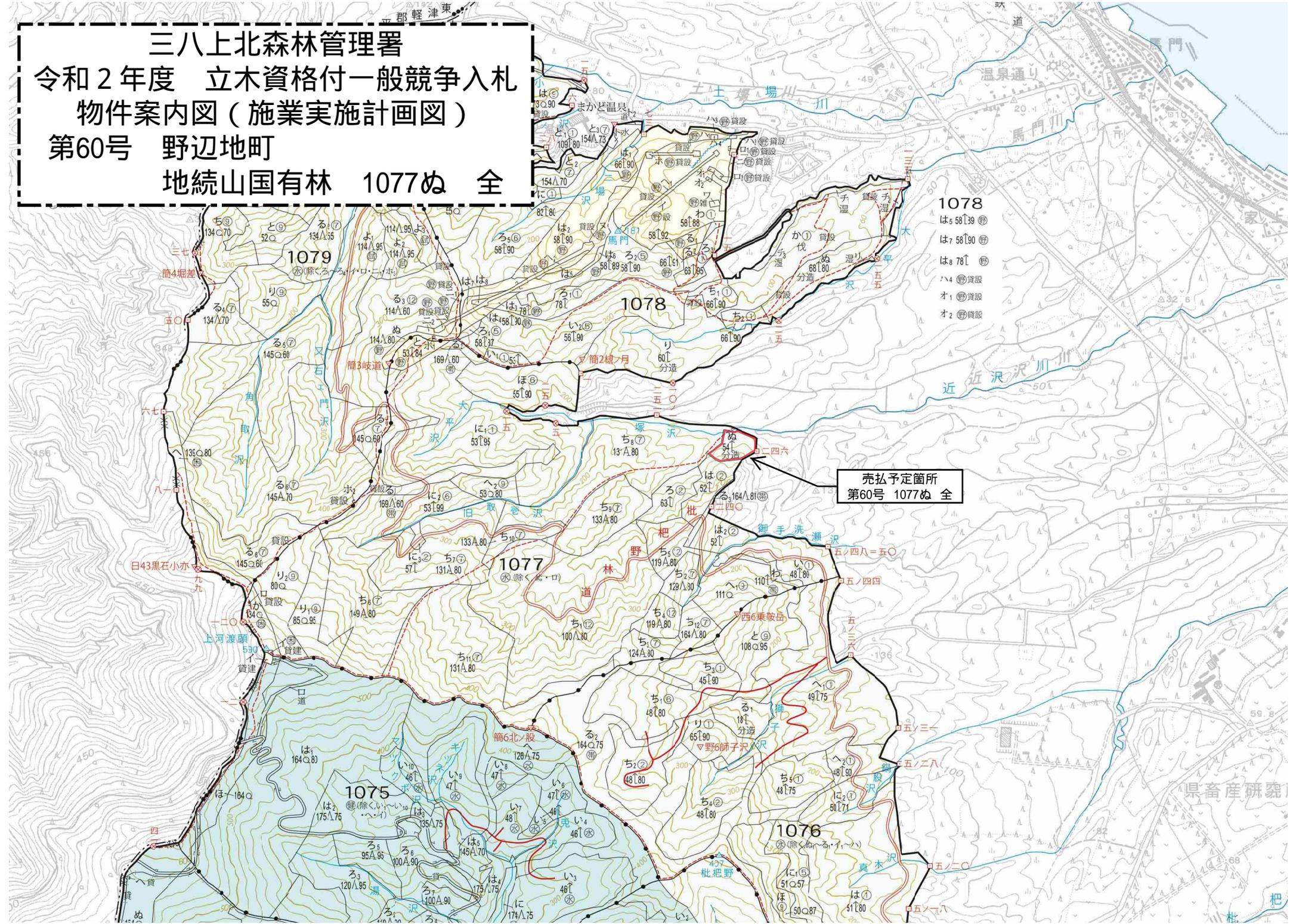
売払予定箇所  
 第59号 32は3 全

凡例	
売払い区域	
撤出路 (新設)	
撤出路 (既設)	
林道等	
土場	
取除除外地	
周測番号	

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	60	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	地続山国有林 1077ぬ	1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。  2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。  3. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損傷を与えてはならない。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均	
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		895	359	74	9	2		1,339	377.81	20	15
伐採方法	皆伐		ヒバ	生立木	一般材		4						4	0.31	12	10
面積 (ha)	2.18		カラマツ	生立木	一般材		13	35	6	3			57	29.38	26	17
林齢 (年)	56		アカマツ	生立木	一般材		5	11	7	1			24	14.45	28	19
搬出期間 (ヶ月)	36		スギ	生立木	低質材	702							702	17.96	8	7
契約関係	分収造林		ヒバNA	生立木	低質材	1							1	0.02	8	6
民収分納入方法	振り込み		カラマツNA	生立木	低質材			1					1	0.44	26	17
			アカマツNA	生立木	低質材		1	4	1				6	2.69	26	17
			N計			703	918	410	88	13	2		2,134	443.06		
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材			43	8	1			52	22.88	26	17
保安林	—		ミズナラ	生立木	一般材			30	2				32	11.09	24	16
自然公園	—		コナラ	生立木	一般材					1			1	1.43	50	18
砂防指定	—		サワグルミ	生立木	一般材			2	6	1			9	8.27	34	21
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			29	3				32	14.11	26	17
民地借用	—		サクラ	生立木	一般材			1		1			2	1.46	36	17
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材			2					2	0.64	24	16
			シナノキ	生立木	一般材			7	1				8	3.02	24	16
			センノキ	生立木	一般材					1			1	1.28	42	22
			他L	生立木	一般材			2	1				3	1.23	26	16
			他L	生立木	低質材	669	841	122	6	1	1		1,640	163.73	14	11
			L計			669	841	238	27	6	1		1,782	229.14		
			N・L計			1,372	1,759	648	115	19	3		3,916	672.20		

三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）  
第60号 野辺地町  
地続山国有林 1077ぬ 全



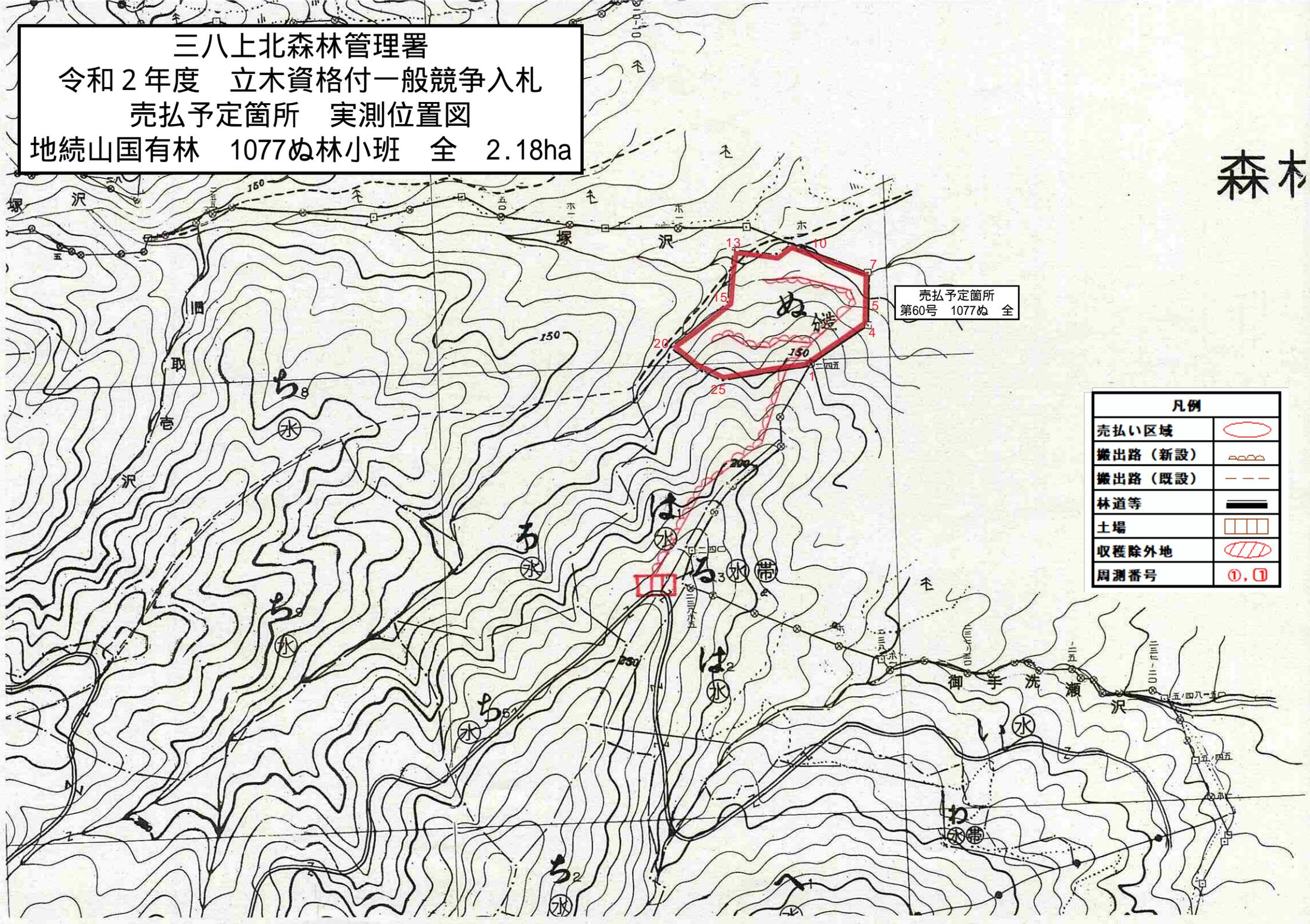
1078  
は5 58[39] ㊦  
は7 58[90] ㊦  
は8 78[ ] ㊦  
ハ4 ㊦賃設  
オ1 ㊦賃設  
オ2 ㊦賃設

売払予定箇所  
第60号 1077ぬ 全

県畜産研

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 地続山国有林 1077ぬ林小班 全 2.18ha

森林



売払予定箇所  
 第60号 1077ぬ 全

凡例	
売払い区域	
搬出路(新設)	
搬出路(既設)	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	



公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	61-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	野田頭山国有林 1498た1林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均			
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木																	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		510	386	61	7	1		965	361.92	22	18		
面積 (h a)	0.57		スギ	生立木	低質材	53							53	1.52	8	9		
林齢 (年)	50		カラマツ	生立木	一般材			1					1	0.47	28	15		
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツ	生立木	一般材		1	9	8				18	10.02	28	17		
契約関係	分収造林		クロマツ	生立木	一般材													
民収分納入方法	振り込み		アカマツNA	生立木	低質材		9	6					15	3.87	20	15		
			N計			53	520	402	69	7	1		1,052	377.80				
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材													
保安林	—		クリ	生立木	一般材			1	1				2	0.97	28	17		
自然公園	—		ミズナラ	生立木	一般材				1				1	0.61	34	16		
砂防指定	—		サワグルミ	生立木	一般材													
車両制限	—		オニグルミ	生立木	一般材													
民地借用	—		ホオノキ	生立木	一般材													
延納	官収分のみ可		他広	生立木	一般材													
			他広	生立木	低質材	111	26	2					139	4.76	8	8		
			L計			111	26	3	2				142	6.34				
			計			164	546	405	71	7	1		1,194	384.14				



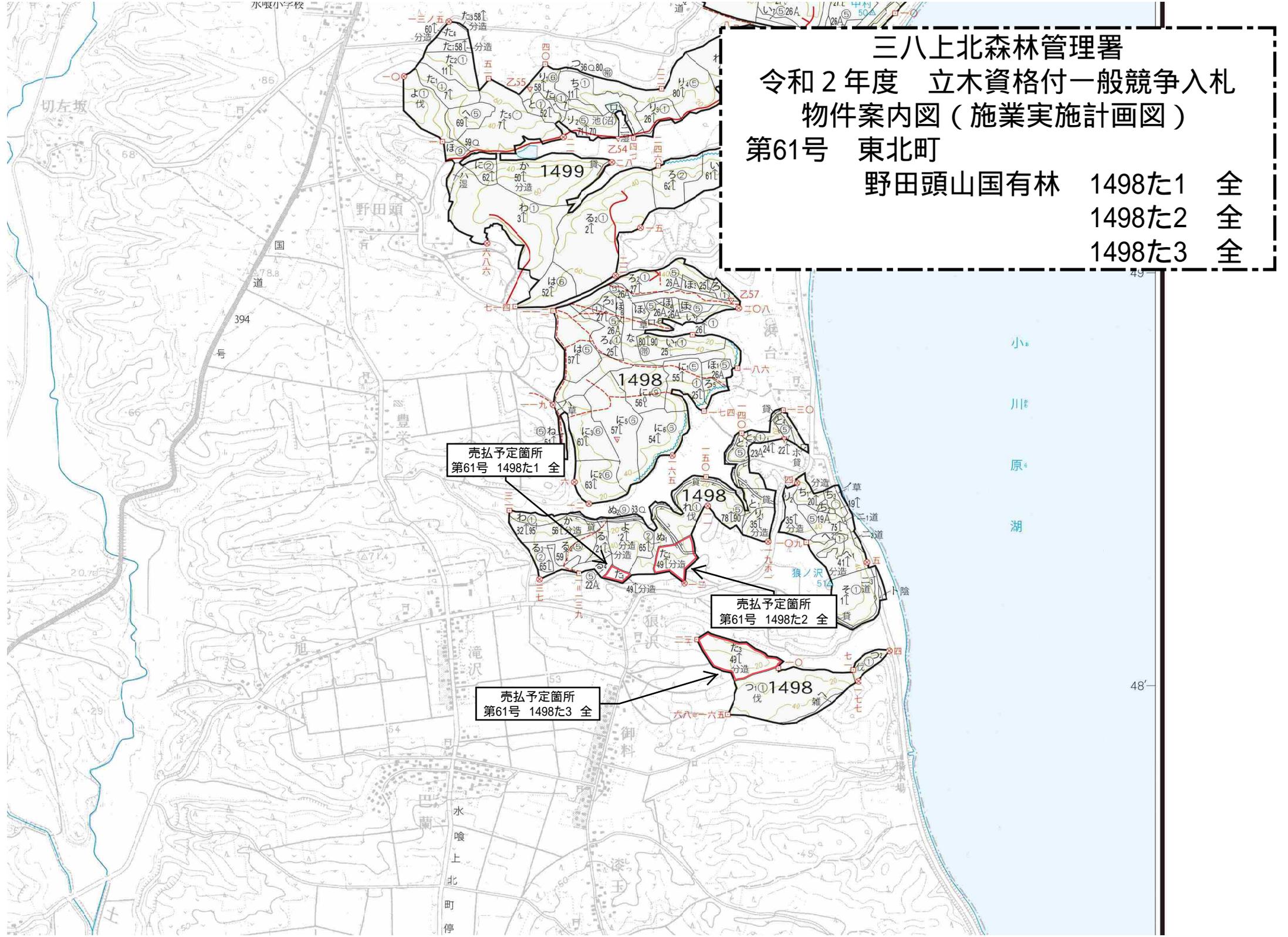
公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	61-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	野田頭山国有林 1498た3林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均			
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木																	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		2,962	3,093	692	68	4		6,819	2,966.71	22	18		
面積 (h a)	4.22		スギ	生立木	低質材	215	43						258	11.92	10	10		
林齢 (年)	50		カラマツ	生立木	一般材													
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツ	生立木	一般材													
契約関係	分収造林		クロマツ	生立木	一般材													
民収分納入方法	振り込み		アカマツNA	生立木	低質材			1					1	0.35	26	14		
			N計			215	3,005	3,094	692	68	4		7,078	2,978.98				
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材													
保安林	—		クリ	生立木	一般材			9	3				12	5.79	28	18		
自然公園	—		ミズナラ	生立木	一般材			3					3	1.14	26	16		
砂防指定	—		サワグルミ	生立木	一般材			1					1	0.31	22	18		
車両制限	—		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.58	30	19		
民地借用	—		ホオノキ	生立木	一般材			2					2	0.77	24	18		
延納	官収分のみ可		他広	生立木	一般材													
			他広	生立木	低質材	276	261	14	3	1			555	45.76	12	11		
			L計			276	261	30	6	1			574	54.35				
			計			491	3,266	3,124	698	69	4	0	7,652	3,033.33				

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 物件案内図（施業実施計画図）

第61号 東北町

野田頭山国有林	1498た1	全
	1498た2	全
	1498た3	全



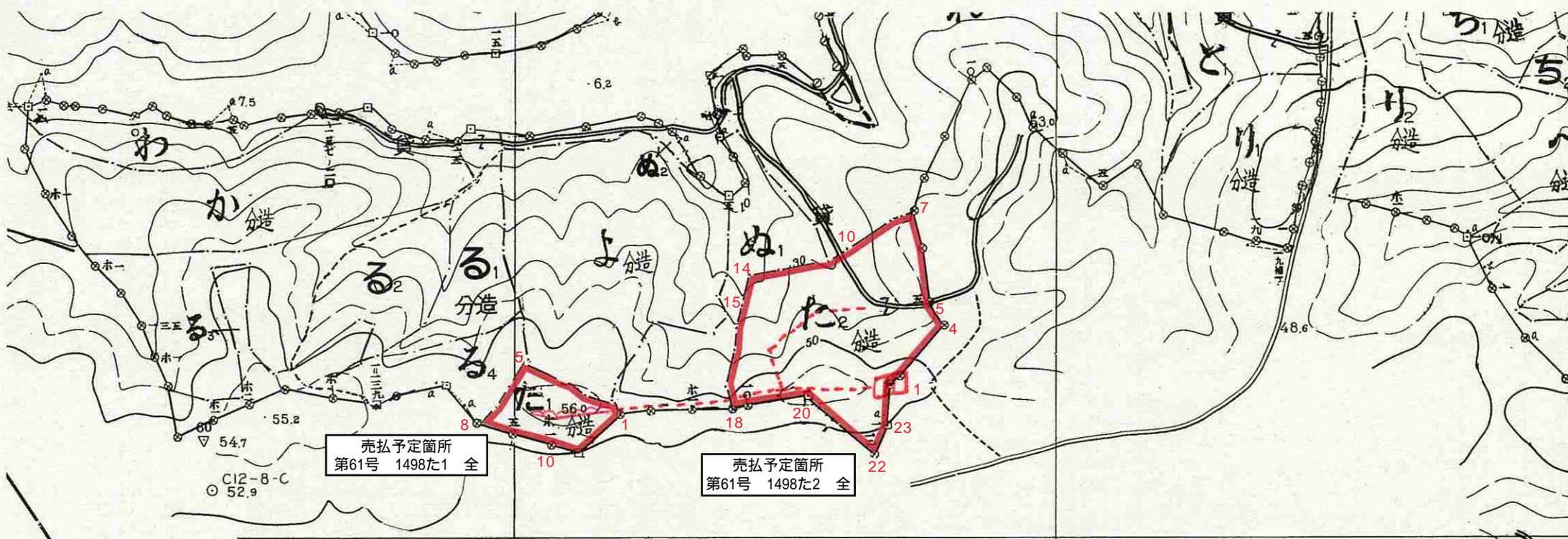
売払予定箇所  
 第61号 1498た1 全

売払予定箇所  
 第61号 1498た2 全

売払予定箇所  
 第61号 1498た3 全

小川原湖

48'



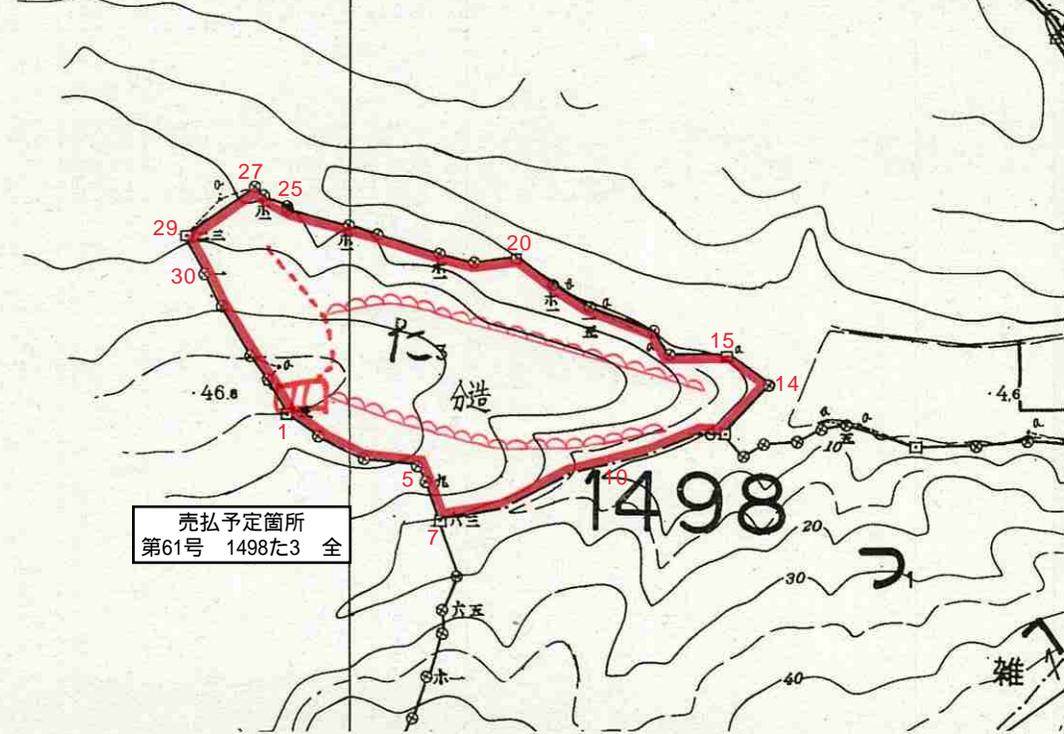
売払予定箇所  
第61号 1498た1 全

売払予定箇所  
第61号 1498た2 全

三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
売払予定箇所 実測位置図

野田頭山国有林	1498た1林小班	全	0.57ha
	1498た2林小班	全	2.42ha
	1498た3林小班	全	4.22ha

凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収獲除外地	
周測番号	



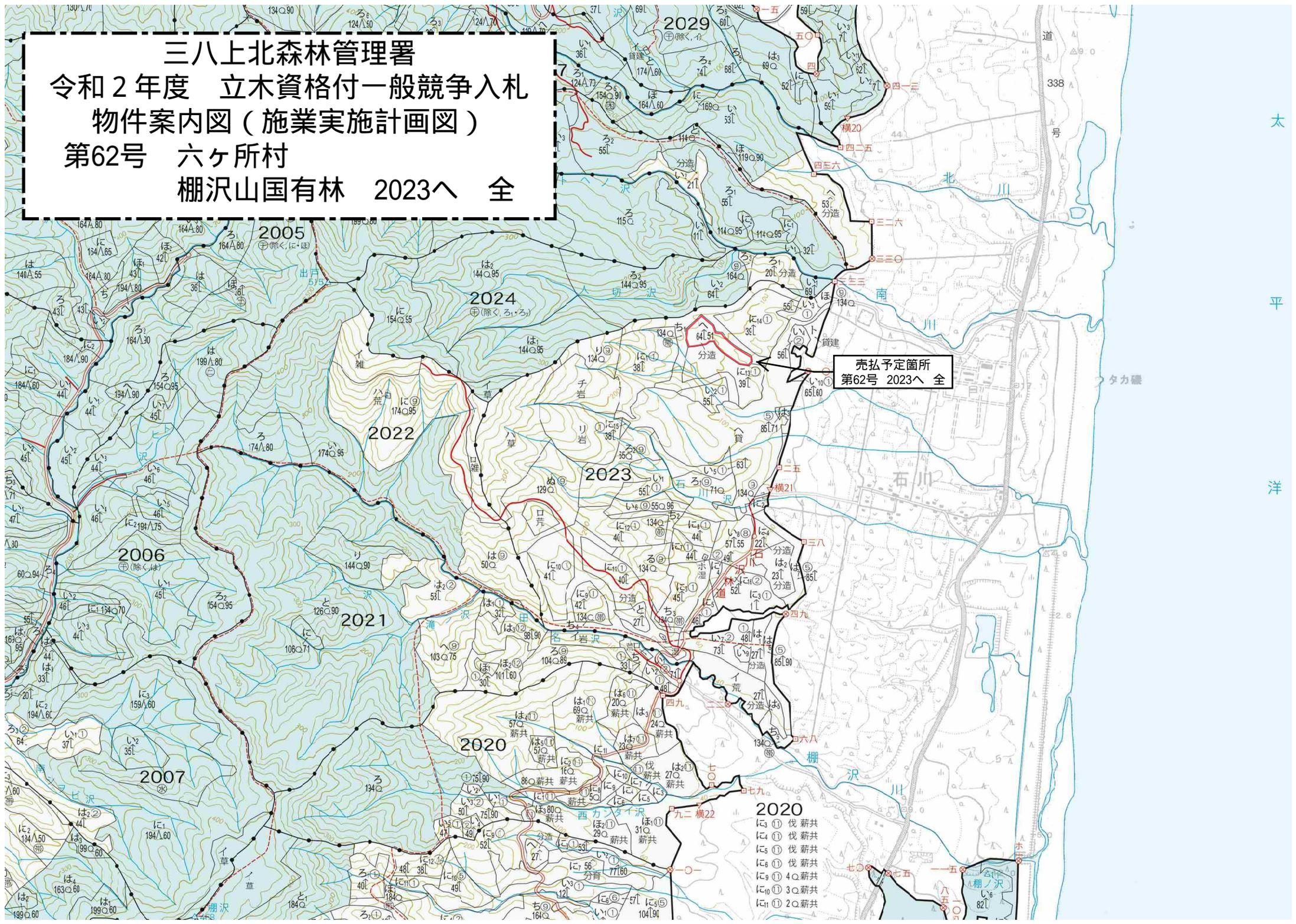
売払予定箇所  
第61号 1498た3 全

1498

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	62	特記事項	全樹種の本数及び材積、平均径級 ※主要樹種径級別本数及び材積は別紙参照														
物件所在地	棚沢山国有林 2023へ林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は皆伐林分であり、区域内縁木のみに極印を押印し、立木に白色チョーク等で表示している。売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 搬出の際には碎石専用道路を使用するので、事前に土石採取事業者と調整すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材	66	371	217	120	60	15	3	852	418.92	26	16	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	18	20	1					39	2.38	12	9	
面積 (ha)	2.70		ヒバ	生立木	低質材	1	2						3	0.48	16	13	
林齢 (年)	66		アカマツ	生立木	低質材			1					1	0.38	24	17	
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			85	393	219	120	60	15	3	895	422.16			
契約関係	分収造林		ブナ	生立木	低質材	1	3	1					5	0.59	14	10	
民収分納入方法	振り込み		ミズナラ	生立木	一般材			89	20	4	2		115	62.21	28	18	
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	低質材	27	251	41			1		320	42.70	16	12	
保安林	—		サワグルミ	生立木	一般材			2	1				3	1.91	30	18	
自然公園	—		サワグルミ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16	
砂防指定	—		ダケカンバ	生立木	一般材			2	2				4	3.42	34	20	
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			94	43	1			138	78.40	28	18	
民地借用	—		ホオノキ	生立木	低質材	18	161	47					226	32.40	16	12	
延納	官収分のみ可		イタヤカエデ	生立木	一般材		20	8	2				30	18.41	30	18	
			イタヤカエデ	生立木	低質材	22	82	10					114	11.59	14	10	
			トチノキ	生立木	一般材		2	40	21	1			64	36.70	30	18	
			トチノキ	生立木	低質材	3	47	9					59	7.55	16	11	
			シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17	
			シナノキ	生立木	低質材			1					1	0.27	22	16	
			センノキ	生立木	一般材				1				1	1.11	40	21	
			センノキ	生立木	低質材			3					3	0.81	22	16	
			シウリザクラ	生立木	一般材			24	12	2			38	24.12	30	19	
			シウリザクラ	生立木	低質材	4	43	10					57	7.81	16	12	
			他広	生立木	一般材			43	11	1			55	27.92	28	18	
			他広	生立木	低質材	87	203	16					306	27.20	14	10	
			L計			91	246	97	24	3			1,541	385.79			
			計			176	639	316	144	63	15	3	2,436	807.95			

三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）  
第62号 六ヶ所村  
棚沢山国有林 2023へ全



売払予定箇所  
第62号 2023へ全

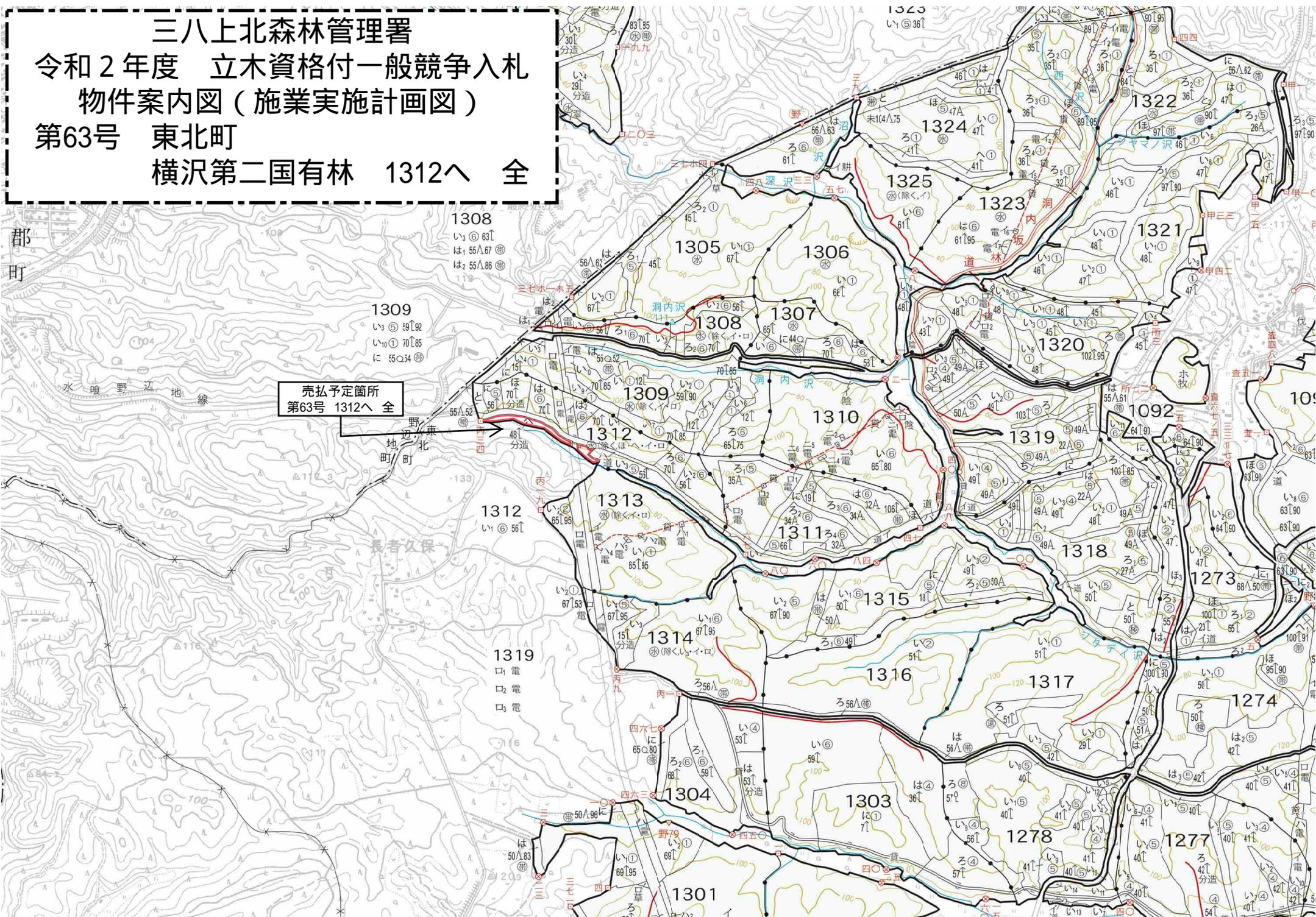
太平洋

- に3 ① 伐薪共
- に4 ① 伐薪共
- に5 ① 伐薪共
- に6 ① 伐薪共
- に9 ① 4Q薪共
- に10 ① 3Q薪共
- に11 ① 2Q薪共





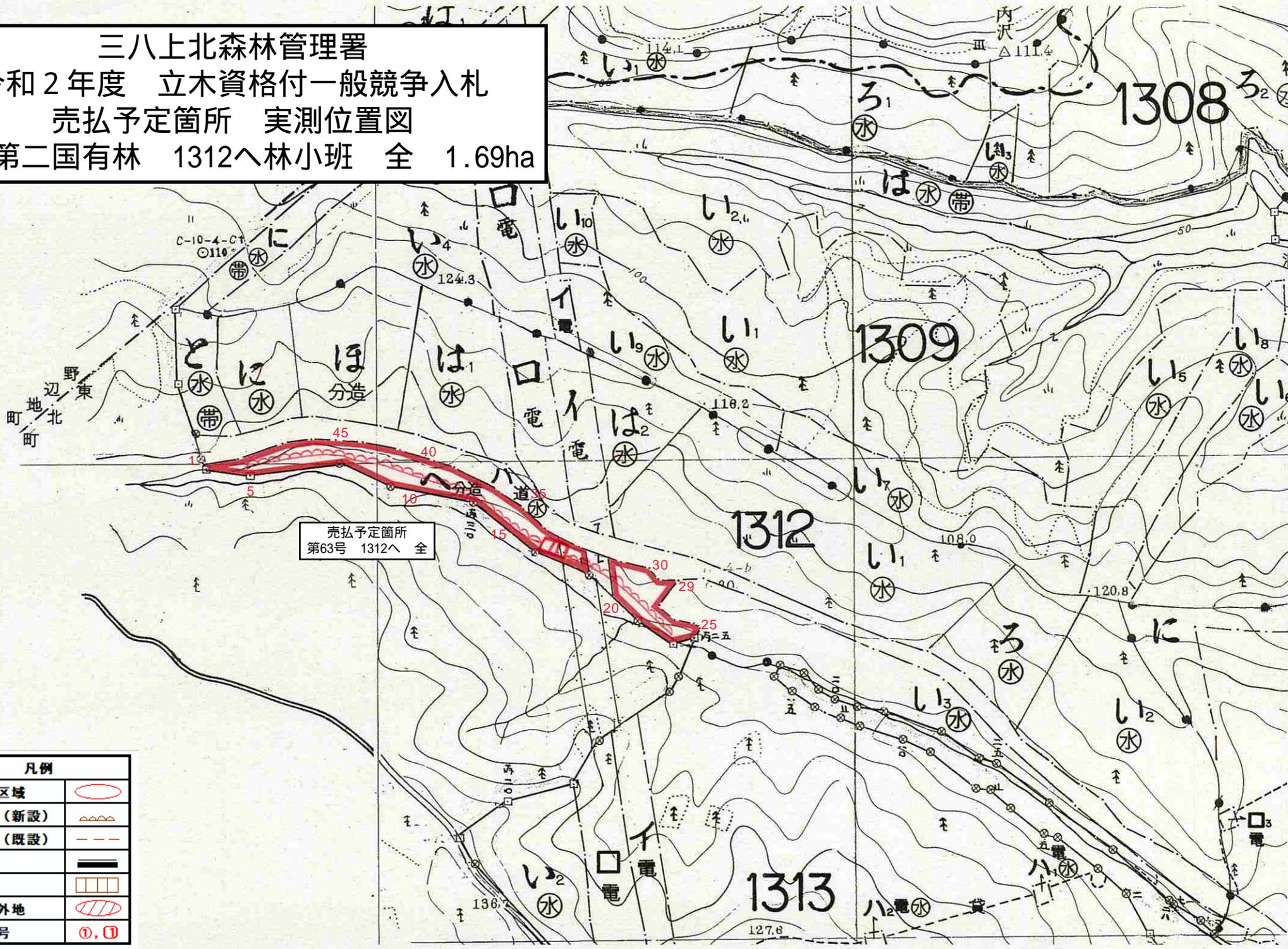
三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図(施業実施計画図)  
第63号 東北町  
横沢第二国有林 1312へ 全



売払予定箇所  
第63号 1312へ 全

郡  
町

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 横沢第二国有林 1312へ林小班 全 1.69ha



凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	64	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	宇樽部国有林 65ぬ林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。  2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木の上に極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。  3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。  4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損傷を与えてはならない。  5. 搬出等に際して民有地を使用するため、民有地に係る立木や道等を損傷してはならない。 また、民有地の使用後は末木枝条等を片付けて、使用する前の状態にして返地するものとする。 民有地等の使用料は、買受人が支払うものとする。  6. 本売払い物件及びその周辺は、国立公園に指定されているため、区域外の土場及び搬出路の作設、使用に際し、所定の手続が必要となります。	樹種	種類	一般材 低質材別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	精密毎木		スギ	生立木	一般材		106	167	214	127	39	2	655	748.19	34	22
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	40	1						41	1.04	8	6
面積 (ha)	1.25															
林齢 (年)	66															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み		N計			40	107	167	214	127	39	2	696	749.23		
			サワグルミ	生立木	一般材			22	26	9	2		59	66.62	34	26
法令制限、その他留意事項			オニグルミ	生立木	一般材			1	1	2			4	3.92	36	21
保安林	水源かん養		トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.41	24	20
自然公園	特史跡・国特3		他L	生立木	低質材	115	71	6					192	11.86	10	9
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	○															
延納	官収分のみ可															
			L計			115	71	30	27	11	2	0	256	82.81		
			N・L計			155	178	197	241	138	41	2	952	832.04		



三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

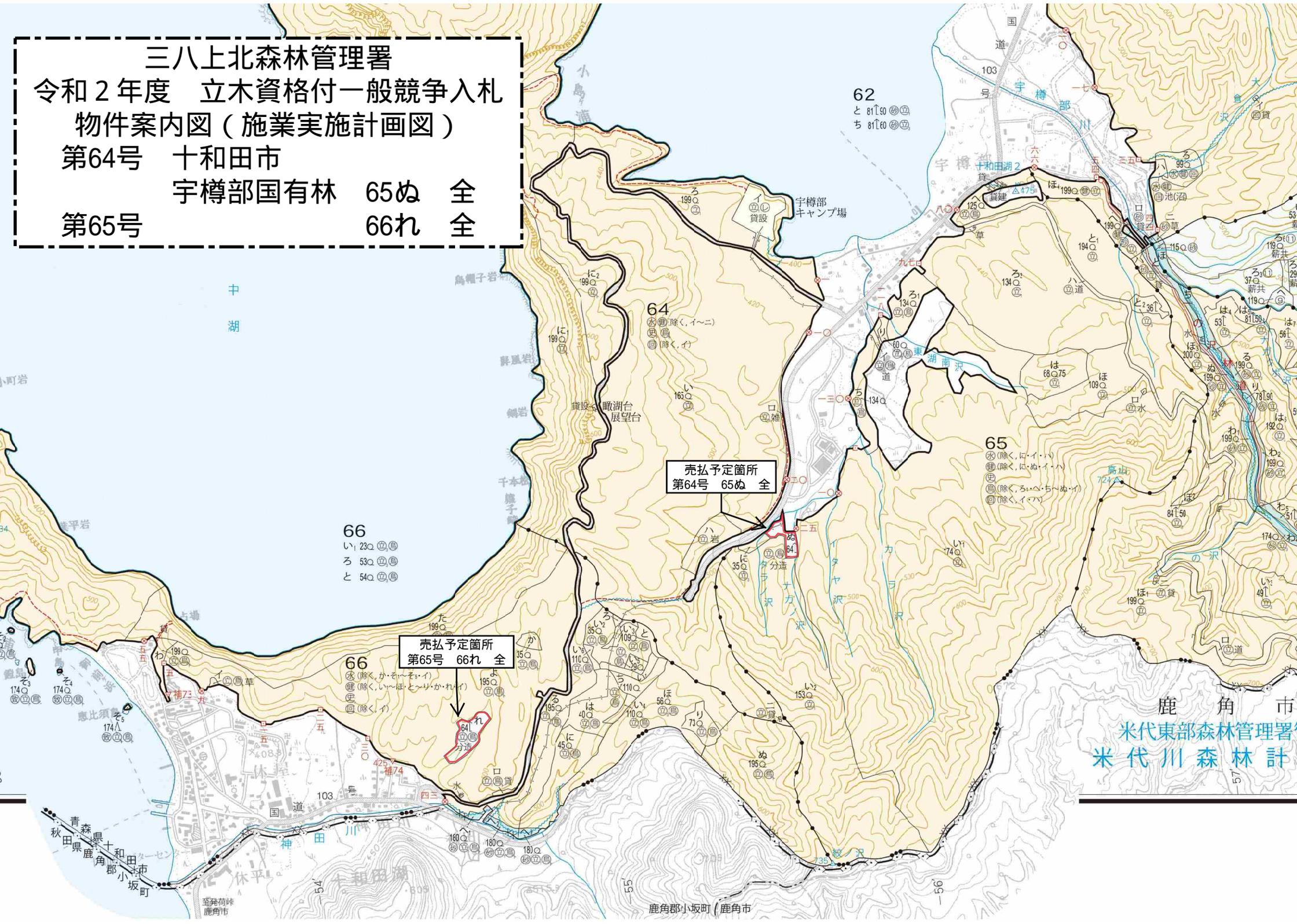
物件案内図（施業実施計画図）

第64号 十和田市

宇樽部国有林 65ぬ 全

第65号

66れ 全

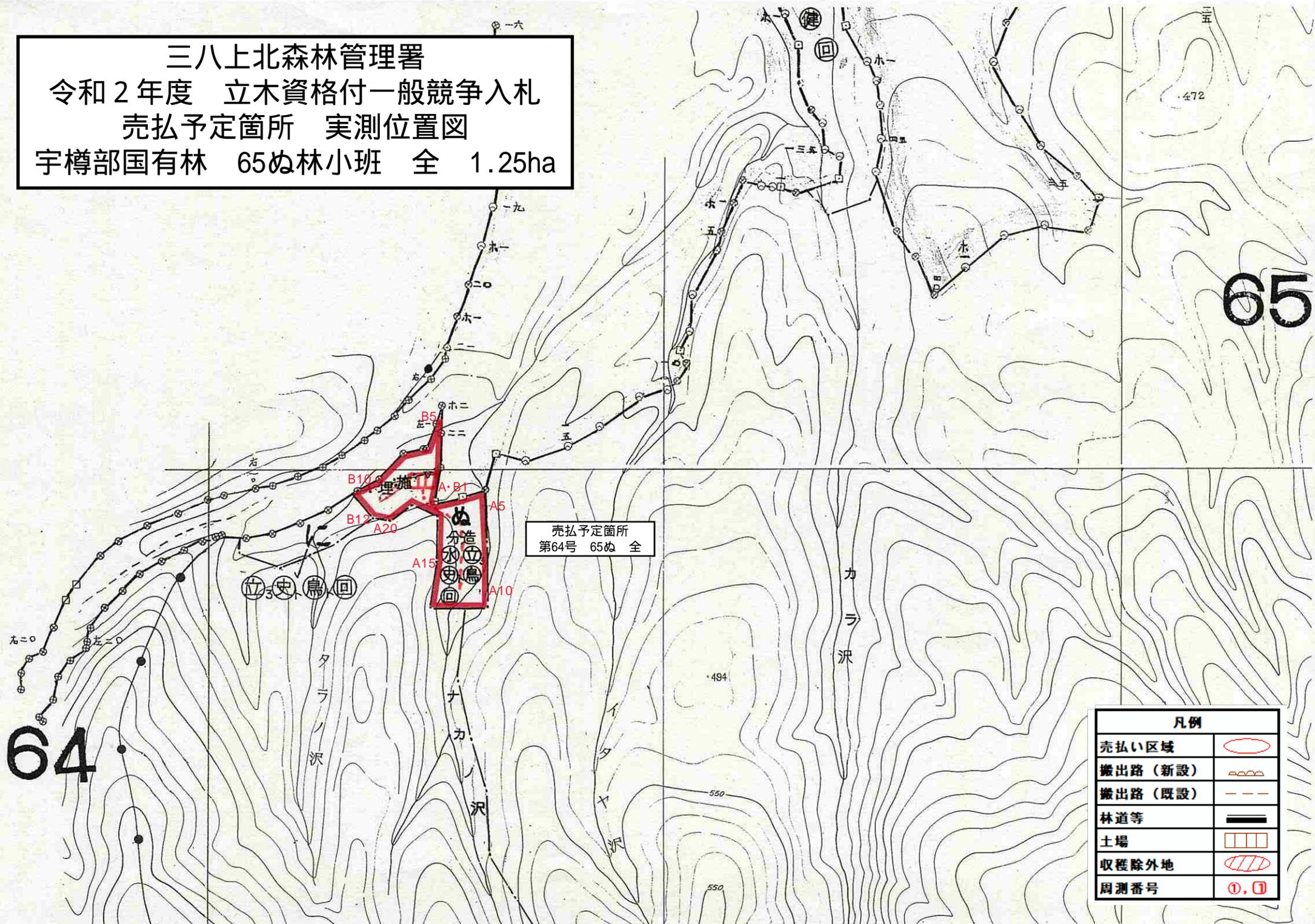


売払予定箇所  
第64号 65ぬ 全

売払予定箇所  
第65号 66れ 全

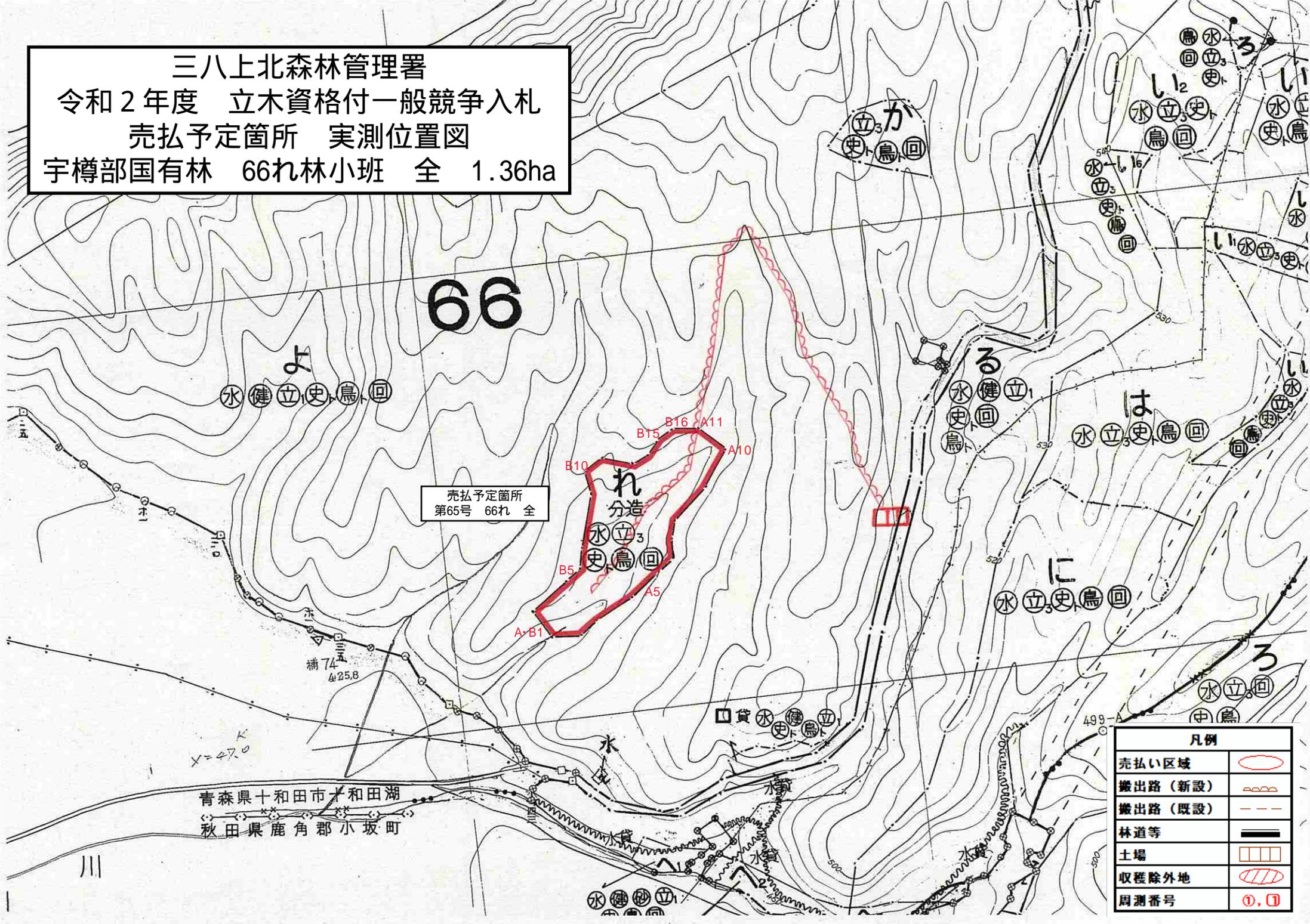
鹿角市  
米代東部森林管理署  
米代川森林計

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 宇樽部国有林 65ぬ林小班 全 1.25ha



凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収穫除外地	
周測番号	

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 宇樽部国有林 66れ林小班 全 1.36ha



売払予定箇所  
 第65号 66れ 全

凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収獲除外地	
周測番号	

青森県十和田市十和田湖  
 秋田県鹿角郡小坂町

川

## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	66 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	深持山国有林 142い7-1・い8	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木の上に極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。 4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。 5. 本物件は、砂防指定地を含むため事前に所定の手続きが必要となります。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地 直径毎木		スギ	生立木	一般材		9,440	7,721	2,655	605	87	4	20,512	10,528.94		
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材		310	454	75	1			840	404.94		
面積 (ha)	19.25		アカマツ	生立木	一般材		828	760	406	166	25	3	2,188	1,223.46		
林齢 (年)	65		スギ	生立木	低質材	3,970							3,970	107.13		
搬出期間 (ヶ月)	36		カラマツNA	生立木	低質材		7	1					8	1.73		
契約関係	分収造林		アカマツNA	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86.23		
民収分納入方法	振り込み		N計			3,990	10,912	8,985	3,148	776	114	7	27,932	12,352.43		
法令制限、その他留意事項			ブナ	生立木	一般材			2	1				3	1.41		
保安林	水源かん養		クリ	生立木	一般材			103	17				120	59.69		
自然公園	—		ミズナラ	生立木	一般材			57	4				61	26.59		
砂防指定	○		コナラ	生立木	一般材			86	6	2			94	42.20		
車両制限	—		サウグルミ	生立木	一般材			14	17	7	3		41	39.38		
民地借用	—		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.53		
延納	官収分のみ可		ホオノキ	生立木	一般材			14	6				20	10.44		
			トチノキ	生立木	一般材				1				1	0.82		
			サクラ	生立木	一般材			5	2				7	3.44		
			イタヤカエデ	生立木	一般材			12					12	4.83		
			シナノキ	生立木	一般材			6	1				7	3.60		
			センノキ	生立木	一般材			2					2	1.33		
			ヤチダモ	生立木	一般材			1	1				2	0.93		
			他L	生立木	一般材			25					25	10.80		
			他L	生立木	低質材	3,311	2,431	156	5		1		5,904	470.57		
			L計			3,311	2,431	484	61	9	4		6,300	676.56		
			N・L計			7,301	13,343	9,469	3,209	785	118	7	34,232	13,028.99		

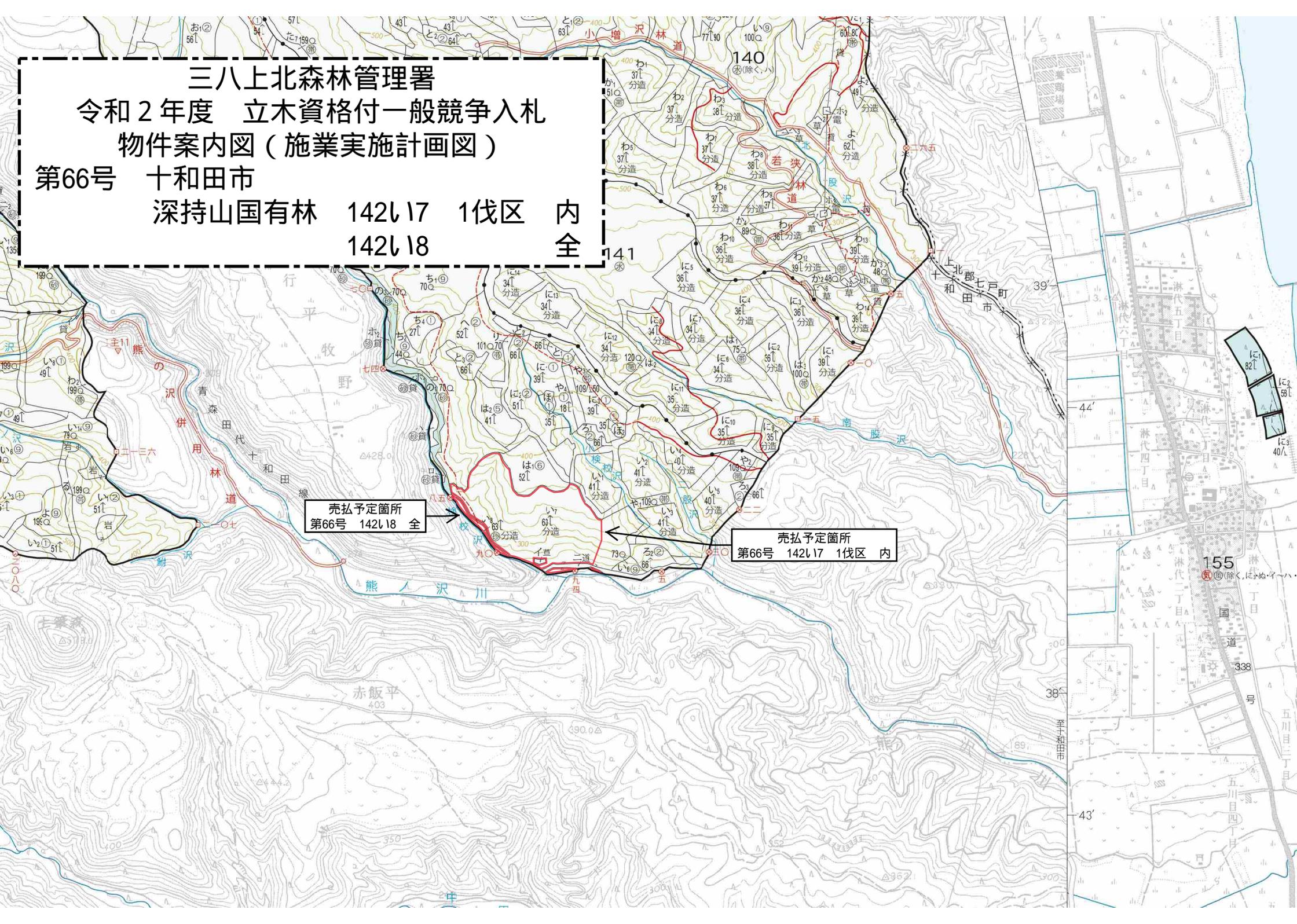
公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	66-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	深持山国有林 142い7 1伐区		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均	
調査方法	標準地	10cm 以下					12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材		9,212	7,436	2,486	550	77	3	19,764	9,963.82	24	19
面積 (h a)	18.33		カラマツ	生立木	一般材		310	454	75	1			840	404.94	22	21
林齢 (年)	65		アカマツ	生立木	一般材		828	760	406	166	25	3	2,188	1,223.46	26	18
搬出期間 (ヶ月)	36		スギ	生立木	低質材	3,939							3,939	106.23	8	8
契約関係	分収造林		カラマツNA	生立木	低質材		7	1					8	1.73	18	17
民収分納入方法	振り込み		アカマツNA	生立木	低質材	20	327	49	12	4	2		414	86.23	16	15
法令制限、その他留意事項			N計			3,959	10,684	8,700	2,979	721	104	6	27,153	11,786.41		
保安林	水源かん養		ブナ	生立木	一般材			2	1				3	1.41	28	20
自然公園	—		クリ	生立木	一般材			103	16				119	58.99	26	20
砂防指定	—		ミズナラ	生立木	一般材			54	4				58	25.18	24	19
車両制限	—		コナラ	生立木	一般材			86	6	2			94	42.20	26	19
民地借用	—		サワグルミ	生立木	一般材			5	4	3	3		15	15.97	40	23
延納	官収分のみ可		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.53	30	21
			ホオノキ	生立木	一般材			13	6				19	10.11	26	20
			サクラ	生立木	一般材			5	2				7	3.44	26	20
			イタヤカエデ	生立木	一般材			12					12	4.83	22	19
			シナノキ	生立木	一般材			6	1				7	3.60	26	20
			センノキ	生立木	一般材			2					2	1.33	28	20
			ヤチダモ	生立木	一般材			1	1				2	0.93	28	20
			他L	生立木	一般材			25					25	10.80	24	19
			他L	生立木	低質材	3,271	2,363	133	3		1		5,771	449.06	12	12
			L計			3,271	2,363	448	44	5	4		6,135	628.38		
			N・L計			7,230	13,047	9,148	3,023	726	108	6	33,288	12,414.79		



三八上北森林管理署  
令和2年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）

第66号 十和田市  
深持山国有林 142㌧17 1伐区 内全  
142㌧18



売払予定箇所  
第66号 142㌧18 全

売払予定箇所  
第66号 142㌧17 1伐区 内

三八上北森林管理署  
 令和2年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図  
 深持山国有林 142\17 1伐区内 18.33ha  
 142\18林小班 全 0.92ha

売払予定箇所  
 第66号 142\17 (1伐区)内

売払予定箇所  
 第66号 142\18 全

凡例	
売払い区域	
搬出路 (新設)	
搬出路 (既設)	
林道等	
土場	
収穫除外地	
実測番号	

